

官報

號外 昭和九年三月十八日

○第六十五回 帝國議會衆議院議事速記錄第二十五號

昭和九年三月十七日(土曜日)

午後一時二十七分開議

目呈

講事日程 第二十四號

午後一時開議

第一 輸出水產物取締法案(政府提出)  
第一讀會ノ續(委員長報告)

## 第二 地方鐵道法又ハ軌道法ニ依リ交

付スル國際證券ニ關スル法律案(政)

府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告  
第三回 戰道未滅會比丘陽戰道十三

第三 秋田鐵道株式會社所屬鐵道外三  
鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律

案(政府提出)  
第一讀會ノ讀(委員長報告)

第一講會社編

營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ  
關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 農會法中改正法律案(政府提出)  
第一讀會ノ續(委員長報告)

## 第六 未成年者飲酒禁止法中改正法律

案(栗原彥三郎君外十二名提出)

第七 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等

人體道船等事再請例退一關六ノ法  
律案(江藤源九郎君提出) 第一讀會  
第八 護國共濟組合法案(大口喜六君  
外九名提出) 第二讀會

官報號外 昭和九年三月十八日

衆議院議事速記錄第一十五號

第十九 湖南鐵道建設ニ關スル建議案  
(八田宗吉君提出) (委員長報告)

第二十 柳津野澤間及坂下喜多方間鐵道敷設ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)  
(委員長報告)

第二十一 野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(林平馬君提出) (委員長報告)

第二十二 野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(八田宗吉君外三名提出)  
(委員長報告)

第二十三 二瀬長尾間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(質岡半之助君提出)  
(委員長報告)

第二十四 二瀬長尾間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(高野喜六君提出)  
(委員長報告)

第二十五 大垣鯖江間鐵道敷設ニ關スル建議案(齋藤直橘君外一名提出)  
(委員長報告)

第二十六 澄川上田間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(木暮武太夫君外三名提出) (委員長報告)

第二十七 京都市内國有鐵道高架改築ニ關スル建議案(中野種一郎君外二名提出)  
(委員長報告)

第二十八 京都市内國有鐵道高架改築ニ關スル建議案(田中祐四郎君外三名提出)  
(委員長報告)

第二十九 石炭鐵道運賃低減ニ關スル建議案(鈴木辰三郎君外二名提出)  
(委員長報告)

第三十 石炭鐵道運賃引下ニ關スル建議案(中井川浩君外一名提出)  
(委員長報告)

第三十一 青森函館間航路特定運賃廢止ニ關スル建議案(林儀作君外二名提出)  
(委員長報告)

第三十二 日本精神作興ニ關スル建議  
案(荒川五郎君提出) (委員長報告)

第三十三 我カ帝國國名ノ稱呼使用ニ  
關スル建議案(佐藤與一君外一名提出)  
出) (委員長報告)

第三十四 我カ帝國國名ノ稱呼使用ニ  
關スル建議案(熊谷五右衛門君提出)  
四名提出) (委員長報告)

第三十五 貴衆兩院議長副議長及議員  
優遇ニ關スル建議案(一松定吉君外  
四名提出) (委員長報告)

第三十六 帝展第四部ニ刀劍追加ニ關  
スル建議案(栗原彥三郎君提出)  
案(胎中楠右衛門君外十四名提出)  
(委員長報告)

第三十七 國技獎勵作振ニ關スル建議  
(委員長報告)

第三十八 公立商船學校卒業生ニ對シ  
特別教育機關設置ニ關スル建議案  
(立川平君外三名提出) (委員長報告)

第三十九 北海道東部ニ高等農林學校  
設置ニ關スル建議案(木下成太郎君  
外二名提出) (委員長報告)

第四十 東京帝國大學農學部附屬農業  
教員養成所獨立ニ關スル建議案(加  
藤知正君外六名提出) (委員長報告)

第四十一 書道振興獎勵ニ關スル建議  
案(安藤正純君外七名提出)  
(委員長報告)

第四十二 校外教護施設ニ關スル建議  
案(蔭山貞吉君外十五名提出)  
(委員長報告)

第四十四 岐阜地方ニ區裁判所移轉改築ニ關スル建議案(大野伴陸君提出)	第五十六 治水計畫ニ關スル建議案(福井甚三君外六名提出)
第四十五 刑務所製作品制限ニ關スル建議案(一松定吉君外四名提出)	第五十七 久慈川改修工事並水源涵養促進ニ關スル建議案(中井川浩君提出)
第四十六 板神地方ニ國際飛行場設置ニ關スル建議案(蔭山貞吉君提出)	第五十八 膽澤川改修ニ關スル建議案(志賀和多利君提出)
第四十七 北海道南端ニ航空場設置ニ關スル建議案(林儀作君外二名提出)	第五十九 菊川改修工事完成ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外二名提出)
第四十八 東京札幌間定期航空輸送開始ニ關スル建議案(丸山浪彌君外七名提出)	第六十 小矢部川改修ニ關スル建議案(土倉宗明君外三名提出)
第四十九 東北地方ニ軍需品工場設置ニ關スル建議案(佐々木家壽治君外二十九名提出)	第六十一 三津濱港ヲ第一種重要港灣指定期間定めニ關スル建議案(武知勇記君提出)
第五十 東北地方ニ於ケル資源開發並ニ關スル建議案(高橋壽太郎君提出)	第六十二 伏木港港域擴張ニ關スル建議案(高田耘平君外三名提出)
第五十一 東北地方ニ軍需品工場設置ニ關スル建議案(村松久義君外六名提出)	第六十三 伏見港指定港港編入ニ關スル建議案(高見之通君外三名提出)
第五十二 陸軍常備團隊配備ニ關スル建議案(出井兵吉君外九名提出)	第六十四 別格官幣社田村神社創建ニ關スル建議案(田中祐四郎君外三名提出)
第五十三 北海道ニ航空隊設置ニ關スル建議案(坂東幸太郎君提出)	第六十五 上下水道敷設國庫補助繼續ニ關スル建議案(中野種一郎君提出)
第五十四 道路改良計畫ニ關スル建議案(福井甚三君外三名提出)	第六十六 吉野熊野國立公園地域決定ニ關スル建議案(原吉郎君外三名提出)
第五十五 國道八號線改修速成ニ關スル建議案(大崎清作君外五名提出)	第七十七 耕地擴張改良事業助成促進ニ關スル建議案(清瀬一郎君外二名提出)
第五十六 (委員長報告)	第七十八 信濃川魚梯改造ニ關スル建議案(原吉郎君外三名提出)
第五十七 磐梯山ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案(林平馬君提出)	第七十九 機船底曳網漁業取締勵行ニ關スル建議案(林儀作君外三名提出)
第五十八 (委員長報告)	第八十 腹臍獸獵獲解禁ニ關スル建議案(林儀作君外三名提出)
第五十九 國立公園指定ニ關スル建議案(坂東幸太郎君提出)	第八十一 國有林野ヲ其ノ地元町村ニ拂下又ハ利用ニ關スル建議案(八田宗吉馬君提出)
第六十 磐梯山猪苗代湖ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)	第八十二 國有林野所在市町村ニ對スル交付金ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)
第六十一 黒部峽谷自然美保勝ニ關スル建議案(益谷秀次君提出)	第八十三 林野整備促進ニ關スル建議案(高田耘平君外三名提出)
第六十二 地方稅制限ニ關スル法律中改正ニ關スル建議案(杉本國太郎君外八名提出)	第八十四 林野整備促進ニ關スル建議案(杉本國太郎君外八名提出)
第六十三 鹿兒島縣大島郡振興計畫促進ニ關スル建議案(金井正夫君提出)	第八十五 林業振興ニ關スル建議案(高田耘平君外三名提出)
第六十四 别格官幣社田村神社創建ニ關スル建議案(中野種一郎君提出)	第八十六 林業振興ニ關スル建議案(杉本國太郎君外八名提出)
第六十五 伏見港指定港港編入ニ關スル建議案(竹下文隆君外二名提出)	第八十七 林野治水計畫ニ關スル建議案(高田耘平君外三名提出)
第六十六 上下水道敷設國庫補助繼續ニ關スル建議案(原吉郎君外三名提出)	第八十八 林野治水計畫ニ關スル建議案(杉本國太郎君外八名提出)
第六十七 磐梯山ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案(松尾四郎君提出)	第八十九 豊橋市外三郡内原野國營開墾ニ關スル建議案(近藤壽市郎君提出)
第六十八 (委員長報告)	第九十 輸入養鷄飼料取扱ニ關スル建議案(近藤壽市郎君外二名提出)
第六十九 (委員長報告)	第九十一 豊橋市外三郡内原野國營開墾ニ關スル建議案(依光好秋君外二名提出)
第七十 (委員長報告)	第九十二 馬產振興ニ關スル建議案(八田宗吉君外二名提出)





提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月十六日

委員長 原 物兵衛

衆議院議長秋田清殿

附帶決議

鐵道省省營自動車經營ニ際シテハ細心ノ

注意ヲ拂ヒ努メテ民業ノ壓迫ヲ避け且現  
行補償ニ關スル命令ハ實際ニ適セサルモ  
ノアルヲ以テ速ニ之カ改正ヲ爲スヘシ

報告書

一播電鐵道株式會社所屬鐵道ノ經營廢止

ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法  
律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

委員長 原 物兵衛

(原物兵衛君登壇)

○原物兵衛君 只今議題トナリマシタ法案  
ノ委員會ノ經過竝ニ結果ニ付テ御報告申上

ダマス、本委員會ニ付託サレマシタノヘ、  
地方鐵道法又ハ軌道法ニ依ツテ、國際證券ヲ  
交付スル從來ノ利率ガ五分デアツタノヲ、五  
分以下ニ時勢ノ趨勢ニ依ツテ下ゲナケレバ  
ナラヌ、即チ鐵道買收ニ依ル證券ヲ交付ス  
ル利率ヲ引下ゲルト云フ、大藏省ノ提案ガ  
一つアリマス、今一つハ秋田鐵道株式會

社所屬鐵道外三鐵道、其內容ハ、秋田縣ノ  
新宮鐵道、島根縣ノ佐久鐵道、和歌山縣ノ

マス、今一つノ法案ハ、播電鐵道株式會社  
所屬鐵道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債  
發行ニ關スル法律案デアリマス、是ハ兵庫  
縣ノ播電鐵道株式會社所屬鐵道經營

要上デアルト云フ御答辯ガアリマシテ、滿  
場一致デ賛成ヲ致シタノデアリマスガ、討

論ニ入りマシテ、政友會ヨリ門田新松君、  
民政黨ヨリ平野光雄君、國民同盟ヨリ野中  
徹也君ガ、ソレハ御立チニナツテ賛成論  
ヲ述ペラレマシタ、其贊成論ニ付テ「  
附帶決議ヲ附シタイ、是ハ門田君カラ附帶

決議ノ内容ヲ述べラレマシタ、其內容ハ、  
ドウ云フ内容デアルカト申シマシタナラバ  
「鐵道省省營自動車經營ニ際シテハ細心ノ  
過ノ詳細ニ付キマシテハ、速記ニ依ツテ御  
諒承願ヒタイト思ヒマス、唯、一般論ト致シ  
マシテ、最モ有益適切ナル質疑應等が行  
ハレマシタノヘ、將來ノ鐵道ハ世界ノ趨勢  
的ニ自動車ニ壓迫セラレテ居ルガ、其鐵道  
政策ヲドウ云フ工合ニ考ヘテ居ルカト云フ  
ヤウナ、有益ナ質疑ガアリマシタ、今一つ  
ハ、私設鐵道ヲ補助スル期間ガ満了シタノ  
ガアルガ、之ニ對シテ尙モ存續スル爲ニ、  
法律ノ改正ヲ爲ス必要ガアルチヤナイカト  
云フヤウナ、希望ヲ述べラタ委員モアラ  
レマシタ、之ニ對シテソレハ大臣ハ最モ  
適切ナル御答辯ガアツタノデアリマス、斯ク  
致シマシテ、本案ノ内容ノ質問ニ付テハ、  
毫モ各委員カラ反對的ナモノデナクシテ、  
贊成的ナ意味ニ於キマシテ、而モ此秋田鐵

道外三件ノ鐵道ノ内容骨子ハ何處ニアルカ  
ト云フ質問ニ對シ、和歌山縣ノ新宮鐵道  
ハ、從來ノ既定ノ建設ヲ進捗セシメント云  
フノデアリ、他ノ三鐵道ヘ、運輸系絡ノ必

三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ  
開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ  
通リ可決セラレシコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニハ御異  
議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ  
議題ト致シマス

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ  
議題ト致シマス

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ  
議題ト致シマス

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ  
議題ト致シマス

○議長(秋田清君) 別ニ御異議モアリマセ  
ス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告  
ノ通リ可決確定致シマシタ(拍手)――日程  
第五、政府提出、農會法中改正法律案ノ第  
一讀會ノ續ラ開キマス、委員長ノ報告ヲ求  
メマス――高橋熊次郎君――委員長ハ居ラ  
レマセヌカ

〔「後廻シ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 委員長在席ナシトノ趣  
デアリマスカラ、此審議ヲ後廻シト致シマ  
ス――此際一言致シマス、議員提出法律案

ノ趣旨辯明ハ、各議席ニ於テ極メテ簡潔ニ  
之爲シ、其時間ハ五分間以内トスルコト  
ハ、昨日本會議ニ於テ御決定相成リマシタ  
ガ、本日モ同様ノコト、爲スニ御異議アリ  
マセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ其通り決シマシタ、尙ほ趣旨辯明  
ノ省略ヲ申出デラル向ハ、御希望ニ依リ  
マシテ、議長ニ於テ適當ト認メル程度ノ理  
山書ヲ、特ニ速記錄ニ掲載スルコトヲ許ス  
コトモ、昨日ト同様ニ取扱ヒタイト考へマ  
ス——日程第六及ビ第七へ、都合ニ依リマ  
シテ後廻シト致シタイト存ジマス、其審議  
後廻シトナスニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
仍テ其通り決シマシタ、日程第八、護國共  
濟組合法案ノ第一讀會ヲ開キマス——提出  
者助川啓四郎君

第八條 護國共濟組合法案(大口喜六君  
外九名提出)

第一讀會

護國共濟組合法案

第一章 護國共濟組合

第一節 總則

第一條 本法ニ於テ護國共濟組合トハ國  
民皆兵ノ本義ニ鑑ミ互助共濟ニ依リ兵

役義務履行ニ必要ナル家庭ノ經濟的準  
備ヲ整ヘ義務ノ遂行ニ遺憾ナキヲ期ス

ルヲ以テ目的トス

第二條 護國共濟組合ハ法人トス

二 名稱  
三 地區

五 共同金、組合經費又ハ夫役現品ノ  
賦課徵收ニ關スルコト  
六 寄附金募集ニ關スルコト  
七 財產ノ管理處分及取得ニ關スルコ  
ト

第三條 組合ノ地區ハ市町村又ハ町村組  
合ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事由アルト  
キハ組合ノ地區ヘ此ノ區域ニ依ラサル

コトヲ得

第四條 組合ハ國、公共團體及命令ヲ以  
テ規定シタルモノヲ除クノ外其ノ地區  
内ニ住所ヲ有スル法人又ハ其ノ地區内  
ニ一戸ヲ構フル者ヲ以テ組合員トス但  
シ世帶主不在ナルトキハ其ノ期間家事  
擔當者ヲ以テ世帶主ト看做ス

第五條 北海道、府縣及市町村ハ命令ノ  
定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ  
於テ組合ノ經費ノ一部ヲ負擔ス

第六條 本法ニ於テ市町村トアルハ市制  
町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ  
準スヘキモノトス

第七條 護國共濟組合ハ其ノ地區内ノ組  
合員タル資格ヲ有スル者三分ノ二以上  
ノ同意アルニ非サレハ之ヲ設立スルコ  
トヲ得ス

第八條 組合ノ設立者ハ定款ヲ作リ之ヲ  
主タル事務所所在地ノ地方長官ノ認可

第九條 組合ハ前條ニ依ル設立ノ認可ヲ  
受ケタル時ニ設立ス

第十條 組合定款ニ規定スヘキ事項左ノ  
一 受クヘシ

第十一條 組合定款ノ變更又ハ細則ノ制定及  
決ス

第十二條 改廢スルコト

第十三條 組合ノ事業ニ關スルコト

第十四條 組合會ハ組合員ヲ置ク  
組合會ハ組合長、副組合長及組合會議  
員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十五條 組合會議員ハ組合員中ヨリ之  
ヲ選舉ス  
議員ノ定數、任期及選舉ニ關スル事項  
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 組合會議員ハ名譽職トス

第十七條 組合會ハ左ニ掲クル事項ヲ議  
決ス

一 組合定款ノ變更又ハ細則ノ制定及  
決ス

第二十條 組合會ハ組合長ヲ以テ議長ト  
ス組合長故障アルトキハ副組合長議長  
ノ職務ヲ代理ス

第二十一條 組合會ノ議事ハ本法ニ別段  
ノ規定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過  
半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキ  
ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十二條 組合定款ノ變更又ハ細則ノ

四 事務所  
五 組合員ノ負擔  
六 共ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

七 財產ノ管理處分及取得ニ關スルコ  
ト

八 組合ニ係ル訴願、訴訟及和解ニ關  
スルコト

九 創立組合會ニ於テハ其ノ會員  
タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ其ノ役員  
ヘキ者ヲ選舉スヘシ

第十二條 組合成立シタルトキハ其ノ地  
區内ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總  
テ之ニ加入シタルモノト看做ス

第十三條 組合設立ニ關スル事項ハ勅令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 組合會ハ組合長之ヲ招集ス  
組合會ノ招集ハ開會ノ日ヨリ少クトモ  
ニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第十五條 組合會ハ組合員中ヨリ之  
ヲ選舉ス  
議員ノ定數、任期及選舉ニ關スル事項  
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 組合會議員ハ名譽職トス

第十七條 組合會ハ左ニ掲クル事項ヲ議  
決ス

第十八條 組合會ハ組合長之ヲ招集ス  
組合會ノ招集ハ開會ノ日ヨリ少クトモ  
ニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第十九條 組合會ハ毎年一回通常會ヲ開  
キ其ノ他臨時ノ必要アル毎ニ臨時會ヲ  
開ク

第二十條 組合會ハ組合長ヲ以テ議長ト  
ス組合長故障アルトキハ副組合長議長  
ノ職務ヲ代理ス

第二十一條 組合會ノ議事ハ本法ニ別段  
ノ規定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過  
半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキ  
ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十二條 組合定款ノ變更又ハ細則ノ

一 目的

スルコト



第四十一條 組合解散シタルトキハ組合長及副組合長ヲ以テ其ノ清算人トス但シ定款ニ別段ノ規定アルトキ又ハ組合會ニ於テ選任シタル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ清算人タル者ナキトキハ主務官廳清算人ヲ選任ス清算人闕ケタルトキ亦同シ

第四十二條 清算人ハ組合ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス清算方法及財產處分ニ付テハ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第四十三條 主務官廳必要ト認ムルトキハ清算方法及財產處分ノ變更ヲ命シ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第二章 護國共濟組合中央會

第四十四條 護國共濟組合中央會ハ法人トシ其ノ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

第四十五條 護國共濟組合中央會ノ業務左ノ如シ

一 護國共同金ノ各組合負擔額又ハ護國共同金ノ給與ノ種類及其ノ金額ノ決定

二 護國共濟組合ノ指導

三 其ノ他必要ナル事項

前項第一號ノ決定ニ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 護國共濟組合中央會ニ理事長、副理事長各一人理事、監事各三人以上ヲ置ク

第四十七條 理事長ハ護國共濟組合中央會

會ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ理事長職員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ輔佐シ會則ノ定ムル所ニ從ヒ業務ヲ掌理ス

監事ハ會則ノ定ムル所ニ從ヒ業務ヲ監査ス

第四十八條 理事長、副理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ任命ス理事長、副理事長及理事ノ任期ハ五年、監事ノ任期ハ三年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再任命スルコトヲ得

第四十九條 護國共濟組合中央會ニ審議會員三十名以上ヲ置キ主務大臣之ヲ監督ス

第五十條 護國共濟組合中央會ハ内務大臣之ヲ監督ス

第五十一條 護國共濟組合中央會ノ目的ニ賛成シ護國共同金又ハ特別基金中ニ

第五十二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ每年度豫算ノ範圍内ニ於テ護國共同金ノ一部ヲ負擔ス

第五十三條 第三十四條乃至第三十七條ノ規定ハ護國共濟組合中央會ニ付之ヲ準用ス

### 第三章 監督

#### 第五十四條 護國共濟組合ハ第一次ニ北海道廳長官及府縣知事、第二次ニ内務大臣之ヲ監督ス

護國共濟組合中央會ハ内務大臣之ヲ監督ス

第五十五條 監督官廳ハ護國共濟組合中央會及護國共濟組合ニ對シ會務ニ關スルトス

報告ヲ爲サシメ會務ノ執行又ハ財產ノ狀況ヲ検査シ會則、定款、細則、收支豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ就キ理事長ノ諮問ニ應スルノ外左ニ掲クル事項ヲ議決ス

○大口喜六君 本案ハ理由書ニ書イテアリマス通り、兵役ニ就キマシタ者ノ家族等ヲ保護致シマス爲ニ、特ニ組合ヲ設ケタイト云フ法案デアリマス、詳シイコトハ又説明ノ機會ニ於テ致シタイト存ジマス、願クバ御贊成ヲ願ヒタイト思ヒマス（拍手）

○議長（秋田清君） 許可致シマス

○大口喜六君 助川君ガ只今此席ニ居リマセヌカラ、私モ提出者ノ一人デアリマスノデ、私カラ簡単に説明致シタイ、此席ヨリ御許シテ願ヒタイト思ヒマス

○議長（秋田清君） 御許シテ願ヒタイト思ヒマス

○大口喜六君 本案ハ理由書ニ書イテアリマス通り、兵役ニ就キマシタ者ノ家族等ヲ保護致シマス爲ニ、特ニ組合ヲ設ケタイト云フ法案デアリマス、詳シイコトハ又説明ノ機會ニ於テ致シタイト存ジマス、願クバ御贊成ヲ願ヒタイト思ヒマス（拍手）

○青木雷三郎君 本案ハ清瀬一郎君外四名提出、農村救濟負擔均衡法案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君） 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム主務大臣ハ護國共濟組合中央會ノ設立委員ヲ任命シ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

設立ニ關スル事務結了シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ護國共濟組合中央會理事長ニ引渡スヘシ

○大口喜六君 議長

○議長（秋田清君） 大口君、何デスカ

○大口喜六君 助川君ガ只今此席ニ居リマセヌカラ、私モ提出者ノ一人デアリマスノデ、私カラ簡単に説明致シタイ、此席ヨリ御許シテ願ヒタイト思ヒマス

○議長（秋田清君） 許可致シマス

○大口喜六君 本案ハ理由書ニ書イテアリマス通り、兵役ニ就キマシタ者ノ家族等ヲ保護致シマス爲ニ、特ニ組合ヲ設ケタイト云フ法案デアリマス、詳シイコトハ又説明ノ機會ニ於テ致シタイト存ジマス、願クバ御贊成ヲ願ヒタイト思ヒマス（拍手）

○議長（秋田清君） 本案ハ清瀬一郎君外四名提出、農村救濟負擔均衡法案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君） 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第九、破産者ノ公ノ資格ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者土屋清三郎君——土屋君ハ居ラレマセヌカ

〔後廻シト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 然ラバ本案ヲ審議後廻シト致シマス、日程第十、蠶絲業組合法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——提出者加藤知正君

第十 蠶絲業組合法中改正法律案(加藤知正君外五名提出) 第一讀會  
蠶絲業組合法中改正法律案

第二十一條 養蠶實行組合ハ養蠶者七人以上ニ非ザレバ之ヲ設立スルコトヲ得ズ

第二十一條ノ二 養蠶實行組合ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ム所ニ依リ其ノ地域内ノ養蠶者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ規約ヲ議定シ役員ヲ選任シ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第二十一條ノ三 養蠶實行組合ノ規約ニ總會ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十一條ノ四 養蠶實行組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時成立ス

第二十一條ノ五 養蠶實行組合成立シタルトキハ其ノ地區内ノ組合員タル資格ヲ有スルモノハ總テ其ノ組合員トス

第二十一條ノ六 行政官廳必要アリト認ムルトキハ區域ヲ指定シ養蠶者ニ對シ養蠶實行組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル設立ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 養蠶實行組合ハ其ノ規約ノ變更及役員ノ選任又ハ解任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第二十三條第二項第一號中「第二十一條第二項」ヲ「第二十一條ノ三」ニ改メ第三十六條第一項ノ規定ハ前項ノ創立ノ認可ヲ受ケタル時ヨリ一年内ニ命令ノ定ム所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルモノニ限リ其ノ期間經過後ト雖モ仍本法ニ依ル養蠶實行組合ト看做ス

第二項ノ期間内ニ前項ノ認可ヲ受ケザルモノハ其ノ期間満了ノ日ニ解散ス

第二十五條ノ二 養蠶實行組合ハ命令ノ定ム所ニ依リ規約ヲ以テ總會ニ代ルベキ總會ヲ設クルコトヲ得

第一項ノ目的

二 名稱

三 地區

四 事務所ノ所在地

五 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定  
六 事業及其ノ執行ニ關スル規定  
七 役員ニ關スル規定  
八 組合費其ノ他會計及資產ニ關スル規定

九 損失分擔ニ關スル規定  
十 組合ガ公告ヲ爲ス方法

十一 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第二十一條ノ四 養蠶實行組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時成立ス

第二十一條ノ五 養蠶實行組合成立シタルトキハ其ノ地區内ノ組合員タル資格ヲ有スルモノハ總テ其ノ組合員トス

第二十一條ノ六 行政官廳必要アリト認ムルトキハ區域ヲ指定シ養蠶者ニ對シ養蠶實行組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル設立ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 養蠶實行組合ハ其ノ規約ノ變更及役員ノ選任又ハ解任ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルモノノ間ハ之ヲ本法ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム本法施行前ニ設立シタル養蠶實行組合ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ命令ノ定ム所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ一年間ハ之ヲ本法ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

○青木雷三郎君 本案ハ政府提出、輸出生絲販賣統制法案ノ委員ニ併セ付託セラレシコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十一、競争入札ノ取締等ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——提出者福田君ハ今委員會ニ行クテ居リマスカラ、ドウゾ後廻シニ願ヒマス」ト呼フ

〔福田君ハ今委員會ニ行クテ居リマスカラ、ドウゾ後廻シニ願ヒマス」ト呼フ

○議長(秋田清君) 本案ハ審議後廻シト致シマス、日程第十二乃至第百十四ハ建議委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題

○加藤知正君 蠶絲業ハ我國重要ノ產業デアリマスカラ、昨年蠶絲業組合法ヲ制定シ、自治的ニ事業ノ改良發達及ビ統制ヲ圖ラシムルコト、致シマシタガ、最近ノ情勢ヘ本法制定當時ト著シク其趣ヲ異ニシ、殊ニ養蠶業ニアリマシテハ、是ガ統制ヲ徹底セシメ、其完璧ヲ期スルノ必要、洵ニ緊切ナルモノガアルヤウニ相成リマシタ、然ルニ本法中ニハ目的達成上必要ト認メラル、所ノ點ガアリマセヌカラ、茲ニ適當ナル改正ヲ加フルノ必要ヲ認メマシテ、本案ヲ提出致シタ次第アリマス、希クハ滿場諸君ニ御賛成ヲ御願致シマス(拍手)

附 則

第二十六條中「民法第三十八條一項」ノ上ニ「第九條第一項及第二項」ヲ加フ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム本法施行前ニ設立シタル養蠶實行組合ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ命令ノ定ム所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ一年間ハ之ヲ本法ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

○青木雷三郎君 本案ハ政府提出、輸出生絲販賣統制法案ノ委員ニ併セ付託セラレシコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十一、競争入札ノ取締等ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——提出者福田君ハ今委員會ニ行クテ居リマスカラ、ドウゾ後廻シニ願ヒマス」ト呼フ

日本勸業銀行法第十五條第三項及第三十二條第一項第三號、農工銀行法第七條ノ五及第二十三條第三號竝ニ北海道拓殖銀行第八條第四項中「產業組合」ノ下ニ定ム所ニ依リ規約ヲ以テ總會ニ代ルベキ總會ヲ設クルコトヲ得

トナスニ御異議アリマセカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、

仍テ日程第十二、滝川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル建議案外百二件ヲ、一括シテ議題ト致シマス、建議委員長ノ報告ヲ求メマス——建議委員長星島二郎君

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、

仍テ日程第十二、滝川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)

(委員長報告) 提出

道敷設ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)

(委員長報告) 提出

第三十一 青森函館間航路特定運賃廢止ニ關スル建議案(佐藤外二名提出)

第三十二 日本精神作興ニ關スル建議案(林儀作君外二名提出)

第三十三 我ガ帝國國名ノ稱呼使用ニ關スル建議案(佐藤與一君外一名提出)

第三十四 我ガ帝國國名ノ稱呼使用ニ關スル建議案(熊谷五右衛門君提出)

第三十五 貴衆兩院議長副議長及議員優遇ニ關スル建議案(一松定吉君外四名提出)

第三十六 帝展第四部ニ刀劍追加ニ關スル建議案(栗原彥三郎君提出)

第三十七 國技獎勵作振ニ關スル建議案(胎中楠右衛門君外十四名提出)

第三十八 公立商船學校卒業生ニ對シ特別教育機關設置ニ關スル建議案(立川平君外三名提出)

第三十九 北海道東部ニ高等農林學校設置ニ關スル建議案(木下成太郎君外二名提出)

第四十 東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所獨立ニ關スル建議案(加藤知正君外六名提出)

第四十一 曹道振興獎勵ニ關スル建議案(安藤正純君外七名提出)

第四十二 校外教護施設ニ關スル建議案(蔭山貞吉君外七名提出)

第四十三 校外教護施設ニ關スル建議案(荒川五郎君外十五名提出)

第四十四 岐阜地方及區裁判所移轉改築ニ關スル建議案(大野伴陸君提出)

第四十五 刑務所製作品制限ニ關スル建議案(一松定吉君外四名提出)

第四十六 阪神地方ニ國際飛行場設置ニ關スル建議案(蔭山貞吉君提出)

第四十七 北海道南端ニ航空場設置ニ關スル建議案(林儀作君外二名提出)

第四十八 東京札幌間定期航空輸送開始ニ關スル建議案(丸山浪彌君外七名提出)

第四十九 東北地方ニ軍需品工場設置ニ關スル建議案(佐々木家壽治君外二十九名提出)

第五十 東北地方ニ於ケル資源開發並橋壽太郎君提出)

第五十一 東北地方ニ軍需品工場設置ニ關スル建議案(村松久義君外六名提出)

第五十二 陸軍常備團隊配備ニ關スル建議案(出井兵吉君外九名提出)	第六十三 伏見港指定港灣編入ニ關スル建議案(田中祐四郎君外三名提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第五十三 北海道ニ航空隊設置ニ關スル建議案(坂東幸太郎君提出)	第六十四 伏見港指定港灣編入竜淀川改修ニ關スル建議案(中野種一郎君提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第五十四 道路改良計畫ニ關スル建議案(福井甚三君外三名提出)	第五十五 國道八號線改修速成ニ關スル建議案(大崎清作君外五名提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第五十六 治水計畫ニ關スル建議案(福井甚三君外六名提出)	第五十七 國道八號線改修速成ニ關スル建議案(中井川浩君提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第五十八 膽澤川改修ニ關スル建議案(志賀和多利君提出)	第五十九 菊川改修工事完成ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外二名提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第六十 小矢部川改修ニ關スル建議案(土倉宗明君外三名提出)	第六十一 三津漁港ヲ第二種重要港灣ニ指定ニ關スル建議案(武知勇記君外二名提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第六十二 伏木港港域擴張ニ關スル建議案(高見之通君外三名提出)	第六十三 伏見港指定港灣編入ニ關スル建議案(高田耘平君外八名提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第六十四 伏見港指定港灣編入ニ關スル建議案(坂東幸太郎君提出)	第六十五 上下水道敷設國庫補助繼續ニ關スル建議案(原吉郎君外三名提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第六十六 吉野熊野國立公園地域決定ニ關スル建議案(松尾四郎君提出)	第六十七 磐梯山ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案(林平馬君提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第六十八 磐梯山猪苗代湖ヲ中心トスル國立公園指定ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)	第六十九 史蹟名勝天然紀念物保存法中改正ニ關スル建議案(坂東幸太郎君提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第七十 黑部峽谷自然美保ニ關勝スル建議案(益谷秀次君提出)	第七十一 機船底曳網漁業取締勵行ニ關スル建議案(林儀作君外三名提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第七十二 地方稅制限ニ關スル法律中改正ニ關スル建議案(杉本國太郎君提出)	第七十三 鹿兒島縣大島郡振興計畫促進ニ關スル建議案(金井正夫君提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第七十四 別格官幣社田村神社創建ニ關スル建議案(中野種一郎君提出)	第七十五 耕地擴張改良事業ニ關スル建議案(竹下文隆君外二名提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第七十六 耕地擴張改良事業ニ關スル建議案(清瀬一郎君外一名提出)	第七十七 耕地擴張改良事業助成促進ニ關スル建議案(岡田喜久治君外三名提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第七十八 信濃川魚梯改造ニ關スル建議案(原吉郎君外三名提出)	第七十九 機船底曳網漁業取締勵行ニ關スル建議案(林儀作君外三名提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第八十 腦肭獸獵獲解禁ニ關スル建議案(林儀作君外三名提出)	第八十一 國有林野ヲ其ノ地元町村ニ關スル建議案(近藤壽市郎君提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第八十二 國有林野所在市町村ニ對スル交付金ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)	第八十三 林野整備促進ニ關スル建議案(高田耘平君外三名提出)
(委員長報告)	(委員長報告)
第九十二 馬產振興ニ關スル建議案(八田宗吉君外二名提出)	第八十四 林野整備促進ニ關スル建議案(杉本國太郎君外八名提出)
(委員長報告)	(委員長報告)

第九十三 地方競馬ノ馬事施設經費ノ  
使途ニ關スル建議案(田子一民君外  
一名提出) (委員長報告)

第九十四 共同蔵倉庫及共同乾蔵装置  
普及ニ關スル建議案(横川重次君外  
四名提出) (委員長報告)

第九十五 共同蔵倉庫及共同乾蔵装置  
普及ニ關スル建議案(高橋守平君外  
一名提出) (委員長報告)

第九十六 共同蔵倉庫及共同乾蔵装置  
普及ニ關スル建議案(高橋守平君外  
二名提出) (委員長報告)

第一百三 萬國博覽會開設ニ關スル建議案(竹澤太一君外四名提出) (委員長報告)  
第一百四 北阿弗利加カサブランカ市及  
アルヂヤー市ニ日本商品陳列館設置  
ニ關スル建議案(宮本雄一郎君提出)  
第一百五 輸出補償法並同施行規則改正  
ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外三  
名提出) (委員長報告)

第一百六 鑄業被害地復舊整理委員會設  
置ニ關スル建議案(樋口典常君外二  
名提出) (委員長報告)

第一百七 古絹靴下輸入取締ニ關スル  
建議案(加藤知正君外四名提出) (委員長報告)  
第一百八 古絹靴下輸入取締ニ關スル  
建議案(小山邦太郎君外二名提出) (委員長報告)

第一百九 日滿農業經濟統制ニ關スル建  
議案(立川平君外三名提出) (委員長報告)  
第一百十 關東州ニ工業學校設置ニ關ス  
ル建議案(仙波久良君提出) (委員長報告)

第一百一 朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士  
法實施ニ關スル建議案(俵孫一君外  
二名提出) (委員長報告)

第一百二 朝鮮ニ訴願法及行政裁判法  
實施ニ關スル建議案(木下成太郎君  
外十一名提出) (委員長報告)

第一百三 富岡間鐵道敷設速成ニ關スル建  
議案(助川啓四郎君外四十三名提出) (委員長報告)

第一百四 延岡間鐵道敷設速成ニ關スル建  
議案(伊豆富人君提出) (委員長報告)  
第一百五 市町村吏員優遇ニ關スル建  
議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百六 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)  
第一百七 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百八 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)  
第一百九 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百十 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)  
第一百十一 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百十二 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百十三 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百十四 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百十五 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百十六 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百十七 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百十八 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百十九 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百二十 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百二十一 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百二十二 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百二十三 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百二十四 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

第一百二十五 濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル  
建議案(高田耘平君外六名提出) (委員長報告)

報告書

一後免富岡間鐵道速成ニ關スル建議案

(田村實君外一名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和九年二月八日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

花巻釜石間鐵道速成ニ關スル建議案

花巻釜石間鐵道速成ニ關スル建議案

政府ハ花巻釜石間ノ鐵道建設豫定年度ヲ

繰上ケ速ニ之ガ工事ニ著手セラレムコトヲ

ヲ望ム

右建議ス

報告書

一花巻釜石間鐵道速成ニ關スル建議案

(小野寺章君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和九年二月一日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

白石中村間鐵道敷設速成ニ關スル建議案

白石中村間鐵道敷設速成ニ關スル建議案

政府ハ高知縣後免ヲ起點トシ安藝町ヲ經

テ德島縣富岡ニ至ル鐵道ヲ速成セラレム

コトヲ望ム

右建議ス













報告書

一陸軍常備團隊配備ニ關スル建議案（出

井兵吉君外九名提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年二月二十日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

北海道ニ航空隊設置ニ關スル建議案

北海道ニ航空隊設置ニ關スル建議

政府ハ北海道ニ航空隊ヲ設置セラレムコ  
トヲ望ム

右建議ス

（坂東幸太郎君提出）

一北海道ニ航空隊設置ニ關スル建議案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年二月二十日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

（坂東幸太郎君提出）

一北海道ニ航空隊設置ニ關スル建議案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年二月二十日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

（坂東幸太郎君提出）

一北海道ニ航空隊設置ニ關スル建議案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年二月二十日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

（坂東幸太郎君提出）

一北海道ニ航空隊設置ニ關スル建議案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年二月二十日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

（坂東幸太郎君提出）

一北海道ニ航空隊設置ニ關スル建議案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年二月二十日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

（坂東幸太郎君提出）

一北海道ニ航空隊設置ニ關スル建議案

法施行以來政府當局ハ銳意國道ノ改修計

畫ヲ進メ地方亦府縣道以下各道路施設ノ

充實改善ニ努力シ其ノ進歩改良ノ跡見ルヘ

キモノアリト雖之ヲ歐米先進國ノ夫レニ比

セムカ尙未タ不備不完全ニシテ殆ト言フニ

足ラサルノ實狀ニアリ加フルニ近時急激ニ

普及發達セル自動車ノ機能ヲ十分ニ發揚

セシメ以テ產業ノ振興ニ、觀光ニ、軍事上ニ

資スル上ニ於テモ緊切ナルモノアリ依

テ政府ハ曩ニ樹立シタル道路計畫ヲ改定

シ更ニ國道路線ノ範圍ヲ擴張シ之ヲ都鄙ニ

通シ其ノ施設ヲ改善スルコトトシ必ス

所定ノ年度内ニ其ノ事業ノ完成ヲ圖ルヘ

ク速ニ國道改良計畫ヲ實行セラレムコト

ヲ望ム

右建議ス

（坂東幸太郎君提出）

一道路改良計畫ニ關スル建議案

（坂東幸太郎君提出）

一道路改良計畫ニ關スル建議案（福井甚

三君外三名提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年二月八日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

（坂東幸太郎君提出）

一道路改良計畫ニ關スル建議案

（坂東幸太郎君提出）

一道路改良計畫ニ關スル建議案

（坂東幸太郎君提出）

一道路改良計畫ニ關スル建議案

（坂東幸太郎君提出）

一道路改良計畫ニ關スル建議案

（坂東幸太郎君提出）

レ已ニ東京與瀬間及甲府猿橋間ノ兩端ハ  
改修セラレ獨リ中間猿橋與瀬間ノミ未起  
工ニシテ折角ノ改修モ未ク其ノ效果ヲ見  
ルコト少ナキハ洵ニ遺憾トスル所ナリ依  
テ當局ハ山間駅僻ニ現存セル沿道町村（上

野原町ノ如キ）等ノ交通ト繁榮トヲ考慮  
シ此ノ殘存區間ヲ急速ニ起工セラレムコ

トヲ望ム

右建議ス

（坂東幸太郎君提出）

一國道八號線改修速成ニ關スル建議案（大

崎清作君外五名提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年二月八日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

（坂東幸太郎君提出）

一國道八號線改修速成ニ關スル建議案（大

崎清作君外五名提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月八日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

（坂東幸太郎君提出）

一治水計畫ニ關スル建議案

（坂東幸太郎君提出）

一治水計畫ニ關スル建議案（福井甚

三君外三名提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月八日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

（坂東幸太郎君提出）

一治水計畫ニ關スル建議案

（坂東幸太郎君提出）

一治水計畫ニ關スル建議案

（坂東幸太郎君提出）

ヲ要スル河川等ニ付速ニ調査ヲ遂ケ今後  
十箇年乃至十五箇年ノ繼續事業トシテ根  
本的ノ計畫ヲ樹立シ之カ完成ヲ期セラレ  
ムコトヲ望ム

右建議ス

（坂東幸太郎君提出）

一治水計畫ニ關スル建議案（福井甚三君

外六名提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年二月八日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

（坂東幸太郎君提出）

一治水計畫ニ關スル建議案

（坂東幸太郎君提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年二月八日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

（坂東幸太郎君提出）

久慈川改修工事竝水源涵養促進ニ關ス

ル建議案

久慈川改修工事及其ノ水源涵養ノ促進ハ

當該地方ノ產業開發上最急務ナリト認ム

依テ政府ハ速ニ其ノ工事ニ著手セラレム  
コトヲ望ム

（坂東幸太郎君提出）

## 膽澤川改修ニ關スル建議案

膽澤川改修ニ關スル建議

我力國三大川ノ一タル北上川ノ支流膽澤川へ流域三十里ニ垂ムトシ所謂膽澤平野廣袤五千餘町歩ノ耕地ヘ其ノ水流ニ依リ灌漑耕耘シテ岩手米過半ノ生産ヲ爲ス所

ナリ然ルニ比年水害ノ結果ヘ耕地ヲ缺濱シ民家ヲ流亡シ慘害言フニ忍ヒサルモノアリ近時此ノ河流ヲ橫斷スル再巡橋ト稱スル橋梁ヲ改造シテ國道ヲ修現セムトス若其ノ竣工ヲ見ムカ其ノ橋脚ニ激突スル水勢ハ更ニ缺濱流亡ノ慘害ヲ倍加スルノ虞渺少ニアラス今ニ於テ速ニ此ノ河川ヲ改修スルニアラサレハ附近ノ民衆ハ其ノ堵ニ安ムスルコト能ヘサラムトス故ヲ以テ本院ニ於テモ數次其ノ改修ヲ建議セルモ未タ著工ヲ見サルハ極メテ遺憾トスル所ナリ政府ハ今ヤ北上川上流ノ改修ニ着手セムトス仍テ膽澤川改修ヲ其ノ計畫中ニ編入シ速ニ其ノ慘害ヲ排除セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一菊川改修工事完成ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

小矢部川改修ニ關スル建議案

小矢部川改修ニ關スル建議

政府ハ速ニ小矢部川ヲ改修セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一小矢部川改修ニ關スル建議案(土倉宗明君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

利君提出)

一膽澤川改修ニ關スル建議案(志賀和多利君提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月十五日

衆議院議長秋田清殿

建議委員長 星島 二郎  
衆議院議長秋田清殿

菊川改修工事完成ニ關スル建議案

菊川改修工事完成ニ關スル建議案

菊川改修工事完成ニ關スル建議

政府ハ菊川ノ改修工事ヲ昭和十年度以降モ繼續施行シ速ニ本事業ノ完成ヲ期セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一菊川改修工事完成ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

小矢部川改修ニ關スル建議案

小矢部川改修ニ關スル建議

政府ハ速ニ小矢部川ヲ改修セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一小矢部川改修ニ關スル建議案(土倉宗明君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

利君提出)

一膽澤川改修ニ關スル建議案(志賀和多利君提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月十五日

衆議院議長秋田清殿

建議委員長 星島 二郎  
衆議院議長秋田清殿

三津濱港ヲ第二種重要港灣ニ指定ニ關スル建議案

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

三津濱港(高濱ヲ含ム)ハ四國瀬戸内海沿岸ニ臨ミ四國西部ノ要津ニシテ愛媛縣ノ主都松山市ニ隣リ後方地域ハ愛媛縣及高知縣ノ大部分ヲ占メ是等地方物資ノ呑吐港トシテ現ニ(昭和六年)移輸出入貨物八十五萬七千噸其ノ價格九千二百萬圓ニ達シ内地二百八十七港中價格ニ於テハ第十一一位ニ亞キ順位第二十五位ニ在リテ共ニ四國ニ其ノ比ノ見ス現在第二種重要港灣中之ニ匹儔スルモノ多キヲ算セス又昭和八年中特許ヲ得テ直接外國貿易船ニ依リ輸出シタル貨物ハ三千六百噸十五萬圓ニ達スル等年ト共ニ右港灣ノ重要性ヲ加フルニ拘ラス其ノ設備未タ舊態ノ儘ニシテ僅ニ時局匡救土木工事トシテ國庫補助ヲ受ケ内港ノ設備ニ努メツツアルノミナリ更ニ一躍海陸設備ノ全般ニ瓦リ改修ヲ加フルノ必要ハ刻下ノ急務タルハ勿論又以テ地方開發ニ資スルコト蓋甚大ナルヲ認ム

伏見港港域擴張ニ關スル建議案(高見之通君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月十五日

衆議院議長秋田清殿

建議委員長 星島 二郎  
衆議院議長秋田清殿

菊川改修工事完成ニ關スル建議案

菊川改修工事完成ニ關スル建議

政府ハ菊川ノ改修工事ヲ昭和十年度以降モ繼續施行シ速ニ本事業ノ完成ヲ期セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一菊川改修工事完成ニ關スル建議案(宮本雄一郎君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

小矢部川改修ニ關スル建議案

小矢部川改修ニ關スル建議

政府ハ速ニ小矢部川ヲ改修セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一小矢部川改修ニ關スル建議案(土倉宗明君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

利君提出)

一膽澤川改修ニ關スル建議案(志賀和多利君提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月十五日

衆議院議長秋田清殿

建議委員長 星島 二郎  
衆議院議長秋田清殿

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

右建議ス

報告書

一伏見港港域擴張ニ關スル建議案(高見之通君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月十五日

衆議院議長秋田清殿

建議委員長 星島 二郎  
衆議院議長秋田清殿

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

右建議ス

報告書

一伏見港港域擴張ニ關スル建議案(高見之通君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月十五日

衆議院議長秋田清殿

建議委員長 星島 二郎  
衆議院議長秋田清殿

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

右建議ス

報告書

一伏見港港域擴張ニ關スル建議案(高見之通君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月二十二日

建議委員長 星島 二郎

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

伏見港港域擴張ニ關スル建議

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年二月十五日

衆議院議長秋田清殿

建議委員長 星島 二郎  
衆議院議長秋田清殿

伏見港港域擴張ニ關スル建議案

テ其ノ集散實ニ年三十餘萬噸ヲ下ラス兩  
都市ノ中樞タルノ地位ヲ占ム昭和五年京  
都市ニ合併以來其ノ發展益顯著ナリ之ヲ  
指定港灣ニ編入セハ水運ノ機能ヲ増進シ  
認ム仍テ政府ハ速ニ伏見港ヲ指定港灣ニ  
編入スルト共ニ之ト密接ナル關係ヲ有ス  
ル淀川ノ大改修ヲ斷行シ地方民衆ノ期待  
ニ副ハレムコトヲ望ム  
右建議ス

報告書  
一伏見港指定港灣編入ニ關スル建議案  
(田中祐四郎君外三名提出)  
一伏見港指定港灣編入竝淀川改修ニ關ス  
ル建議案(中野種一郎君提出)  
右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「伏  
見港指定港灣編入竝淀川改修ニ關スル  
建議案」ト爲シ別紙ノ通修正スヘキモノト議  
決致候此段及報告候也  
昭和九年二月二十二日  
建議委員長 星島 二郎

上下水道敷設國庫補助繼續ニ關スル建  
議案  
上下水道敷設國庫補助繼續ニ關スル建  
議案  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也  
昭和九年二月二十二日  
建議委員長 星島 二郎

報告書  
一吉野熊野國立公園地域決定ニ關スル建  
議案  
吉野熊野國立公園地域決定ニ關スル建  
議案  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也  
昭和九年二月二十二日  
建議委員長 星島 二郎

報告書  
一吉野熊野國立公園地域決定ニ關スル建  
議案(松尾四郎君提出)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也  
昭和九年二月二十二日  
建議委員長 星島 二郎

右建議ス

ヲ指定港灣ニ編入セハ水運ノ機能ヲ増進  
シ國產ノ開發振興上多大ノ影響アルモノ  
ト認ム仍テ政府ハ速ニ伏見港ヲ指定港灣ニ  
ニ編入スルト共ニ之ト密接ナル關係ヲ有  
スル淀川ノ大改修ヲ斷行シ地方民衆ノ期  
待ニ副ハレムコトヲ望ム  
右建議ス

報告書  
一上下水道敷設國庫補助繼續ニ關スル建  
議案(原吉郎君外三名提出)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也  
昭和九年二月二十二日  
建議委員長 星島 二郎

磐梯山ヲ中心トスル國立公園指定ニ  
關スル建議  
北ハ雄峰吾妻ノ三山ヨリ流ル水ハ檜  
原、秋元、小野川ノ三湖ニ湛ヘ且噴火ニ  
依リテ形成シタル赤沼、青沼、五色沼等  
無數ノ沼湖ハ其ノ間ニ點在シテ人目ヲ驚  
嘆セシメ、南ハ「ゼネバ」ノ風光ニモ勝レ  
リト稱セラル猪苗代湖ハ嚴冬中モ猶結  
冰スルコトナク舟楫至便、水亦飽ク迄清  
ク波穏メテ靜穩、旭日東天ヲ染メテ映シ  
夕陽山色ヲ更ヘテ映スル所實ニ平和ニシ  
テ太古ノ思ヲ爲サシム一度山頂ニ至レハ  
西ハ會津ノ平原ヲ一眸ニ納メ北遠ク山形  
ノ湯殿山、月山、羽黒山ヲ望ミ安達太郎  
山硫黃山等ハ東方指呼ノ間に在リ殊ニ雪  
中ヘ至ル所「スキ」ノ好適地ナラサルナ  
ク實ニ春夏秋冬風光自ラ異リテ四季遊覽  
ニ適ス即チ所謂磐梯山ヲ中心トスル大自  
然ノ風光ヘ以テ世界ニ紹介スルニ足ルモノ  
アリ殊ニ山麓ニハ多數各種ノ温泉湧出  
シ極メテ諸病ニ適ス而モ急行列車ヲ以テ  
スル時ハ東京ヨリ僅僅五時間ニシテ其ノ  
山麓ニ達スルヲ得ヘシ故ニ若道路ノ開鑿  
ト旅館其ノ他ノ諸設備トヲ施サムカ恐ラ  
ク全國ニ冠タル大遊覽地トナルハ火ヲ踏  
ルヨリモ明ナリ依テ政府ハ速ニ磐梯山ヲ  
中心トスル一帶ノ地域ヲ國立公園ニ指定  
セラレムコトヲ望ム  
右建議ス

伏見港指定港灣編入竝淀川改修ニ關  
スル建議  
伏見ハ古來京阪兩都市ヲ連絡スル淀川ノ  
水運ニ依リ船舶ノ往來日ニ繁ク貨物輸送  
シテ其ノ集散實ニ年三十餘萬噸ヲ下ラス  
兩都市ノ中樞タルノ地位ヲ占ム昭和六年  
京都市ニ合併以來其ノ發展益顯著ナリ之  
ノ發達ヲ阻止シ自治ノ破綻ヲ誘致スルノ  
ハ財政上重大ナル危機ヲ胚胎シ延テ地方

虞ナシトセス依テ政府ハ從來ノ通本事業  
ニ對スル國庫補助ヲ存置シ將來之ヲ減額  
又ハ廢止セラレサラムコトヲ望ム  
右建議ス

官報號外 昭和九年三月十八日 衆議院議事速記録第二十五號 淀川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル建議案外百二件

六九五



報告書

一鹿兒島縣大島郡振興計畫促進ニ關スル

建議案(金井正夫君提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和九年三月八日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

別格官幣社田村神社創建ニ關スル建議案

坂上田村麿ハ桓武天皇ノ御宇征夷大將軍ニ任セラレ當時上下一般ニ奢侈的風潮ニ墮シ苟安ヲ偷ンタ時ヨク我カ皇道ヲ恢弘シ南船北馬夷狄征討ノ軍旅ヲ續ケ其ノ忠勇義烈一身ヲ以テ國ニ捧ケタル武功ハ國定小學讀本ヲ通シテ全國民ノ耳裡ニ熟セル所ナリ然ルニ應仁亂以來其ノ墓地ハ荒廢シ僅ニ兆域ヲ存スルミナリシカ日清戰役ノ際地方官民協力シテ修復シ今ハ土地ノ小學兒童等ノ清掃奉仕ニ依リ墓地ノ形體ヲ保チ居ルノ状態ナリ仍テ政府ハ現下ノ世相ニ鑑ミ其ノ神社ヲ創建シ坂上田村麿ノ武功ヲ顯彰シ全國民ヲシテ益強ナル信仰心ヲ煽リ國民思想ノ善導ニ貢獻セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一別格官幣社田村神社創建ニ關スル建議案(中野種一郎君提出)

官報號外

昭和九年三月十八日

衆議院議事速記録第二十五號

濱川長野原間鐵道敷設速成ニ關スル建議案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年三月八日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

耕地擴張改良事業ニ關スル建議案

耕地擴張改良事業ニ關スル建議案

刻下ノ非常時ニ方リ農村對策ノ根幹タル

耕地擴張改良事業助成ノ促進ハ一日ノ偷安ヲ許サス然ルニ昭和九年度豫算案ニ於テ政

府ノ全ク之ヲ無視セルハ農村ノ實情トス

業ノ本質トヲ認識セサルノミナラス

ト斯業ノ本質トヲ認識セサルコト甚シキモ

ノト謂フヘシ政府ハ速ニ之ニ要スル豫算

ノ充實ヲ期シ農民大眾ノ此ニ熱烈ナル要

求ヲ達成セラレムコトヲ望ム

右建議ス

耕地擴張改良事業助成促進ニ關スル建議

耕地擴張改良事業ニ關スル建議案

耕地擴張改良事業ニ關スル建議案

刻下ノ非常時ニ方リ農村對策ノ根幹タル

耕地擴張改良事業助成ノ促進ハ一日ノ偷安ヲ許サス然ルニ昭和九年度豫算案ニ於テ政

府ノ全ク之ヲ無視セルハ農村ノ實情トス

業ノ本質トヲ認識セサルノミナラス

トス業ノ本質トヲ認識セサルコト甚シキモ

ノト謂フヘシ政府ハ速ニ之ニ要スル豫算

ノ充實ヲ期シ農民大眾ノ此ニ熱烈ナル要

求ヲ達成セラレムコトヲ望ム

右建議ス

耕地擴張改良事業助成促進ニ關スル建議

耕地擴張改良事業ニ關スル建議案

耕地擴張改良事業ニ關スル建議案

耕地擴張改良事業助成促進ニ關スル建議

耕地擴張改良事業助成促進ニ關斯



報告書

一國有林野所在市町村ニ對スル交付金ニ  
關スル建議案(八田宗吉君提出)

右ヘ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月六日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

林野整備促進ニ關スル建議案

林野整備促進ニ關スル建議案

林野整備促進ニ關スル建議案

政府ハ曩ニ林野整備ニ關シ委員會ヲ設置  
シ慎重審議ノ結果之ニ關スル諸般ノ準備

對策ヲ完了セルニ拘ラス之カ實行ヲ見サ  
ルハ最遺憾トス仍テ政府ハ速ニ當初ノ方  
針ニ準據シ其ノ實現ニ努メラレムコトヲ  
望ム

右建議ス

林野整備促進ニ關スル建議案

林野整備促進ニ關スル建議案

政府ハ曩ニ林野整備ニ關シ委員會ヲ設置  
シ慎重審議ノ結果之ニ關スル諸般ノ準備

對策ヲ完了セルニ拘ラス之カ實行ヲ見サ  
ルハ最遺憾トス仍テ政府ハ速ニ當初ノ方  
針ニ準據シ其ノ實現ニ努メラレムコトヲ  
望ム

右建議ス

林野整備促進ニ關スル建議案(高田耘  
平君外三名提出)

一林野整備促進ニ關スル建議案(杉本國  
太郎君外八名提出)

報告書

一林野整備促進ニ關スル建議案(高田耘  
平君外三名提出)

一林野整備促進ニ關スル建議案(杉本國  
太郎君外八名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ一案ト爲ス  
ヘキモノト修正議決致候此段及報告候  
也

昭和九年三月六日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

林業振興ニ關スル建議案

林業振興ニ關スル建議案

我カ國森林業發達ノ跡ヲ觀ルニ國有林御  
料林ハ稍其ノ緒ニ就ケルモ一般民有林ハ  
不振ヲ極ム斯ノ如ク跛行的發展過程ヲ辿  
レルハ帝國森林政策上最考慮ヲ要スヘキ

所ニシテ民間林業振興上之カ對策ハ多多  
アルヘシト雖差詰メ急施ヲ要スルモノト  
望ム

右建議ス

林業振興ニ關スル建議案

林業振興ニ關スル建議案

政府ハ曩ニ林野整備ニ關シ委員會ヲ設置  
シ慎重審議ノ結果之ニ關スル諸般ノ準備

對策ヲ完了セルニ拘ラス之カ實行ヲ見サ  
ルハ最遺憾トス仍テ政府ハ速ニ當初ノ方  
針ニ準據シ其ノ實現ニ努メラレムコトヲ  
望ム

右建議ス

林業振興ニ關スル建議案

林業振興ニ關スル建議案

政府ハ曩ニ林野整備ニ關シ委員會ヲ設置  
シ慎重審議ノ結果之ニ關スル諸般ノ準備

對策ヲ完了セルニ拘ラス之カ實行ヲ見サ  
ルハ最遺憾トス仍テ政府ハ速ニ當初ノ方  
針ニ準據シ其ノ實現ニ努メラレムコトヲ  
望ム

右建議ス

林業振興ニ關スル建議案

林業振興ニ關スル建議案

一林野整備促進ニ關スル建議案(杉本國  
太郎君外八名提出)

一林野整備促進ニ關スル建議案(高田耘  
平君外三名提出)

林業界ノ悲境打開上最急施ヲ要スルハ  
林產物ノ價格統制ヲ圖ルニアリ其ノ方  
策左ノ如シ

1 國有林兵ノ他官廳所管ノ森林研伐

下ニ木材價格ノ維持昂上ヲ圖ルコト

2 北海道立憲太廳所管ノ森林行政ヲ

農林省ニ移管統一シ且其ノ他ノ植民

地林業トノ聯絡ヲ密ニシ以テ森林施

業ノ合理的統制ヲ圖ルコト

3 國有林野特別會計法ヲ制定シ森林

研伐量暨森林收入ノ調節ヲ圖ルコト

4 官營木炭ノ生產量ヲ調節シ民營斯

業ノ受クル壓迫ヲ除去スルコト

四 幼齡林ノ過伐防止ノ爲低利資金融通  
ニ關スル事項

山村ニ於ケル森林金融梗塞ノ結果ハ溢

ニ幼齡未熟ノ森林ヲ過伐亂採スルヲ以

テ將來我カ帝國ノ森林資源涵養上大ナ

ル不安ヲ招來シツツアルハ憂慮ニ堪ヘ

ス故ニ刻下ノ實情ニ即シ特ニ幼齡森林

ニ對スル低利資金ノ融通ヲ圖ルノ要ア

リト認ム

右建議ス

林業振興ニ關スル建議案

我カ國森林業發達ノ跡ヲ觀ルニ國有林御  
料林ハ稍其ノ緒ニ就ケルモ一般民有林ハ  
不振ヲ極ム斯ノ如ク跛行的發展過程ヲ辿

レルハ帝國森林政策上最考慮ヲ要スヘキ  
所ニシテ民間林業振興上之カ對策ハ多多  
アルヘシト雖差詰メ急施ヲ要スルハ左ノ  
諸項ト認ム

1 林道開設助成ニ關スル事項

森林資源ノ利用開發上將又疲弊困憊セ  
ル山村經濟更生上林道開設ハ最效果的

ニシテ農村匡救事業費ノ激減匡救事  
業打切後ニ於ケル措置對策トシテモ必

要ナルノミナラス山村經濟ノ根本的更  
生ヲ期セムカ爲積極的ニ林道開設助成  
ノ對策樹立ハ最急施ヲ要スルモノト認ム

2 森林金融機關ノ改善ニ關スル事項

森林金融ノ疏通ヲ圖ルハ刻下ノ最大急

務ニシテ現在ノ不動產銀行ノ機能ヲ以  
テシテハ到底其ノ要望ヲ満ス能ハサル

ハ瞭ナル所ナリ依テ森林銀行法暨森林

信託會社法制定ノ要アリト認ム

3 林產物ノ價格統制ニ關スル事項

林業界ノ悲境打開上最急施ヲ要スルハ

務ニシテ現在ノ不動產銀行ノ機能ヲ以  
テシテハ到底其ノ要望ヲ満ス能ハサル

ハ瞭ナル所ナリ依テ森林銀行法暨森林

信託會社法制定ノ要アリト認ム

1 國有林其ノ他官廳所管ノ森林研伐

量ヲ調節シ以テ木材需給關係統制ノ

地林業トノ聯絡ヲ密ニシ以テ森林施

業ノ合理的統制ヲ圖ルコト

2 北海道立憲太廳所管ノ森林行政ヲ

農林省ニ移管統一シ且其ノ他ノ植民

地林業トノ聯絡ヲ密ニシ以テ森林施

業ノ合理的統制ヲ圖ルコト

3 國有林野特別會計法ヲ制定シ森林

研伐量並森林收入ノ調節ヲ圖ルコト  
官營木炭ノ生産量ヲ調節シ民營斯

業ノ受クル壓迫ヲ除去スルコト

四 幼齡林ノ過伐防止ノ爲低利資金金融通  
ニ關スル事項

山村ニ於ケル森林金融梗塞ノ結果ハ溢  
ニ幼齡未熟ノ森林ヲ過伐亂採スルヲ以

テ將來我カ帝國ノ森林資源涵養上大ナ  
ル不安ヲ招來シツツアルハ憂慮ニ堪ヘ

ス故ニ刻下ノ實情ニ即シ特ニ幼齡森林  
ニ對スル低利資金ノ融通ヲ圖ルノ要ア

リト認ム 仍テ政府ハ速ニ其ノ内容  
右建議ス

仍テ政府ハ如上ノ各項ニ付其ノ實現ヲ圖  
ラムコトヲ望ム

## 報告書

一 林業振興ニ關スル建議案 (高田耘平君  
外三名提出)

一 林業振興ニ關スル建議案 (杉本國太郎  
君外八名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ一案ト爲ス  
ヘキモノト修正議決致候此段及報告候也

昭和九年三月六日

建議委員長 星島 一二郎

衆議院議長 秋田清殿

林野治水計畫ニ關スル建議案

林野治水計畫ニ關スル建議

洪水氾濫ノ主因ヲ爲ス荒廢林野ニ對スル  
治水事業ハ殖產興業ノ根幹ヲ爲スモノニ  
シテ明治四十四年以來實施セラレ昭和

年度ヨリ必ス実施セラレムコトヲ望ム

右建議ス

## 報告書

一 林業振興ニ關スル建議案 (高田耘平君  
外三名提出)

一 林業振興ニ關スル建議案 (杉本國太郎  
君外八名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ一案ト爲ス  
ヘキモノト修正議決致候此段及報告候也

昭和九年三月六日

建議委員長 星島 一二郎

衆議院議長 秋田清殿

林野治水計畫ニ關スル建議案

林野治水計畫ニ關スル建議

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ一案ト爲ス  
ヘキモノト修正議決致候此段及報告候也

昭和九年三月六日

建議委員長 星島 一二郎

衆議院議長 秋田清殿

## 報告書

一 林野治水計畫ニ關スル建議案 (高田耘  
平君外三名提出)

一 林野治水計畫ニ關スル建議案 (杉本國  
太郎君外八名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ一案ト爲ス  
ヘキモノト修正議決致候此段及報告候也

昭和九年三月六日

建議委員長 星島 一二郎

衆議院議長 秋田清殿

輸入養鷄飼料取扱ニ關スル建議案

輸入養鷄飼料取扱ニ關スル建議

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月一日

建議委員長 星島 一二郎

衆議院議長 秋田清殿

## 報告書

一 林野治水計畫ニ關スル建議案 (高田耘  
平君外三名提出)

一 林野治水計畫ニ關スル建議案 (杉本國  
太郎君外八名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ一案ト爲ス  
ヘキモノト修正議決致候此段及報告候也

昭和九年三月一日

建議委員長 星島 一二郎

衆議院議長 秋田清殿

年度ヲ以テ終了ノ豫定ナルモ從來ノ實績  
ニ鑑ミ尙引續キ急施ヲ要スルモノ及新ニ  
施設ヲ要スルモノ尠カラス殊ニ本事業ハ

造林土工等主トシテ勞力ニ俟ツモノ多キ  
ヲ以テ一面農山村ノ經濟ニ寄與スルノミ  
ナラス更ニ其ノ根本的更生上極メテ適切

ナラス更ニ其ノ根本的更生上極メテ適切  
ナル事業ト認ム仍テ政府ハ速ニ其ノ内容  
ヲ擴充セル第二次計畫ヲ樹立シ昭和十年

度ヨリ必ス實施セラレムコトヲ望ム

右建議ス

林野治水計畫ニ關スル建議案

林野治水計畫ニ關スル建議

洪水氾濫ノ主因ヲ爲ス荒廢林野ニ對スル  
治水事業ハ殖產興業ノ根幹ヲ爲スモノニ  
シテ明治四十四年以來實施セラレ昭和

九年度ヲ以テ終了ノ豫定ナルモ從來ノ實  
績ニ鑑ミ尙引續キ急施ヲ要スルモノ及新  
ニ施設ヲ要スルモノ専カラス殊ニ本事業ハ

ハ造林土工等主トシテ勞力ニ俟ツモノ多  
キヲ以テ一面農山村ノ經濟ニ寄與スルノ  
ミナラス更ニ其ノ根本的更生上極メテ適切

切ナル事業ト認ム仍テ政府ハ速ニ其ノ内  
容ヲ擴充セル第二次計畫ヲ樹立シ昭和十  
年

度ヨリ必ス實施セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一 豊橋市外三郡内原野國營開墾ニ關スル  
建議案近藤壽市郎君提出

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月一日

建議委員長 星島 一二郎

衆議院議長 秋田清殿

輸入養鷄飼料取扱ニ關スル建議案

輸入養鷄飼料取扱ニ關スル建議

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月一日

建議委員長 星島 一二郎

衆議院議長 秋田清殿

セシムル規定ナルカ之ニ要スル著色加工  
費少カラサルノミナラス諸種ノ不便ヲ感  
スルヲ以テ當業者ノ迷惑一方ナラス依テ  
政府ハ速ニ之カ取扱ヲ變更シ無著色ニテ  
配給セシメラレムコトヲ望ム

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ一案ト爲ス  
ヘキモノト修正議決致候此段及報告候也

昭和九年三月六日 豊橋市外三郡内原野國營開墾ニ關スル建議案員長 星島 一二郎

右建議ス

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月一日 豊橋市外三郡内原野國營開墾ニ關スル建議案員長 星島 一二郎

右建議ス



織物装置ヲ全國的ニ普及徹底セシムルノ要アリ然ルニ現在政府ノ之ニ對スル獎勵助成金額ハ極メテ少額ニシテ到底所期ノ目的ヲ達成スルコト能ハス仍テ政府ハ速ニ右獎勵助成費ヲ増額シ全國的ニ乾織取引ノ普及徹底ヲ期セラレムコトヲ望ム  
右建議ス

## 古絹靴下輸入取締ニ關スル建議案

## 古絹靴下輸入取締ニ關スル建議案

輓近米國ヨリ「布ボロ」トシテ古絹靴下ヲ

極メテ廉價ヲ以テ輸入シ之ヲ再繰シテ内地

絹織物原料ニ使用スルモノ尠カラス爲ニ絹

織物業者竝蠶絲業者ノ蒙ル不利多大ナル

モノアリ仍テ政府ハ是等古絹靴下輸入ニ

對シ嚴重ナル取締ヲ爲サレムコトヲ望ム  
右建議ス

## 古絹靴下輸入取締ニ關スル建議案

## 古絹靴下輸入取締ニ關スル建議案

輓近米國ヨリ「布ボロ」トシテ古絹靴下ヲ

極メテ廉價ヲ以テ輸入シ之ヲ再繰シテ内地

絹織物原料ニ使用スルモノ専カラス爲ニ絹

織物業者竝蠶絲業者ノ蒙ル不利多大ナル

モノアリ仍テ政府ハ是等古絹靴下輸入ニ

對シ嚴重ナル取締ヲ爲サレムコトヲ望ム  
右建議ス

## 古絹靴下輸入取締ニ關スル建議案

## 古絹靴下輸入取締ニ關スル建議案

輓近米國ヨリ「布ボロ」トシテ古絹靴下ヲ

極メテ廉價ヲ以テ輸入シ之ヲ再繰シテ内地

地絹織物原料ニ使用スルモノ専カラス爲ニ

絹織物業者竝蠶絲業者ノ蒙ル不利多大ナル  
モノアリ仍テ政府ハ是等古絹靴下輸入ニ  
對シ嚴重ナル取締ヲ爲サレムコトヲ望ム  
右建議ス

藤知正君外四名提出  
一古絹靴下輸入取締ニ關スル建議案（加  
山邦太郎君外二名提出）  
一古絹靴下輸入取締ニ關スル建議案（小  
田由美君外二名提出）  
右ハ本院ニ於テ三案ヲ併合シテ一案トシ  
別紙ノ通（内容同一）修正スヘキモノト議  
決致候此段及報告候也  
昭和九年三月十三日  
建議委員長 星島 二郎

古絹靴下輸入取締ニ關スル建議案（加  
藤知正君外四名提出）  
一古絹靴下輸入取締ニ關スル建議案（小  
田由美君外二名提出）  
右ハ本院ニ於テ三案ヲ併合シテ一案トシ  
別紙ノ通（内容同一）修正スヘキモノト議  
決致候此段及報告候也  
昭和九年三月十三日  
建議委員長 星島 二郎

輓近人絹織物或ハ人絹交織物ヲ以テ天絹  
織物ノ如ク誤認セシメ又ハ欺瞞シテ賣買ス  
ル者専カラス爲ニ生絲ノ國內消費ヲ阻礙  
シ蠶絲業ノ發達上惡影響ヲ及ホスコト多  
大ナルモノアリ仍テ政府ハ是等ノ織物ニ  
夫レ夫レ原料絲ノ歩合ヲ強制的ニ表示セ  
シメラレムコトヲ望ム  
右建議ス

絹織物原料歩合表示ニ關スル建議案  
（別紙）  
衆議院議長秋田清殿絹織物原料歩合表示ニ關スル建議案  
（別紙）  
衆議院議長秋田清殿

輓近人絹織物或ハ人絹交織物ヲ以テ天絹  
織物ノ如ク誤認セシメ又ハ欺瞞シテ賣買ス  
ル者専カラス爲ニ生絲ノ國內消費ヲ阻  
礙シ蠶絲業ノ發達上惡影響ヲ及ホスコト  
多大ナルモノアリ仍テ政府ハ是等ノ織物ニ  
夫レ夫レ原料絲ノ歩合ヲ強制的ニ表示セ  
シメラレムコトヲ望ム  
右建議ス

絹織物原料歩合表示ニ關スル建議案  
（別紙）  
衆議院議長秋田清殿絹織物原料歩合表示ニ關スル建議案  
（別紙）  
衆議院議長秋田清殿

輓近人絹織物或ハ人絹交織物ヲ以テ天絹  
織物ノ如ク誤認セシメ又ハ欺瞞シテ賣買  
スル者専カラス爲ニ生絲ノ國內消費ヲ阻  
礙シ蠶絲業ノ發達上惡影響ヲ及ホスコト  
多大ナルモノアリ仍テ政府ハ是等ノ織物ニ  
夫レ夫レ原料絲ノ歩合ヲ強制的ニ表示セ  
シメラレムコトヲ望ム  
右建議ス

萬國博覽會開設ニ關スル建議案  
（別紙）  
衆議院議長秋田清殿

昭和十五年ハ皇紀二千六百年ニ相當スル  
ヲ以テ建國創業ノ御偉勳ヲ讚仰シ皇威國  
運ノ伸張隆昌ヲ圖ラムカ爲帝都ノ地ニ萬  
國博覽會ヲ開設シ以テ國民精神ノ作興ヲ  
計ルト共ニ文運ノ進歩產業ノ發達ニ資シ  
兼ネテ世界ノ平和人類ノ福祉ニ寄與ス  
ル所アラシムルハ最機宜ニ適セル企圖  
タルヲ認ム仍テ政府ハ速ニ之力實行ノ  
方策ヲ講シ且之カ計畫施設ニ對シテハ須



右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月十三日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士法實施ニ  
關スル建議案

朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士法實施ニ  
關スル建議案

朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士法實施ニ  
關スル建議案

朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士法實施ニ  
關スル建議案

朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士法ヲ實施セ  
ラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士法實施ニ  
關スル建議案(俵孫一君外十一名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月十三日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士法實施ニ  
關スル建議案

朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士法實施ニ  
關スル建議案

朝鮮ニ訴願法及行政裁判法實施セラレ  
ムコトヲ望ム

朝鮮ニ訴願法及行政裁判法實施セラレムコト  
ヲ望ム

報告書

一朝鮮ニ訴願法及行政裁判法實施ニ關ス  
ル建議案(木下成太郎君外十一名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月十三日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

市町村吏員優遇ニ關スル建議案

市町村吏員優遇ニ關スル建議案

政府ハ國家基礎團體ノ劇務ニ從事スル市  
町村吏員ニ對シ敍位敍勤内規ヲ改正シ又

ハ特別褒章條例ヲ設定スル等適切ナル優  
遇制度ヲ設定シ速ニ之ヲ實施セラレムコ  
トヲ望ム

右建議ス

報告書

一市町村吏員優遇ニ關スル建議案(高田  
耘平君外六名提出)

右ハ本院ニ於テ三案ヲ併合シテ一案トシ  
別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段  
及報告候也

昭和九年三月八日

建議委員長 星島 二郎

衆議院議長秋田清殿

(別紙)

市町村吏員優遇ニ關スル建議案

政府ハ國家基礎團體ノ劇務ニ從事スル市  
町村吏員ニ對シ敍位敍勤内規ヲ改正シ又

ハ特別褒章條例ヲ設定スル等適切ナル優  
遇制度ヲ設定シ速ニ之ヲ實施セラレムコ  
トヲ望ム

右建議ス

報告書

一市町村吏員優遇ニ關スル建議案

市町村吏員優遇ニ關スル建議案

政府ハ國家基礎團體ノ劇務ニ從事スル市  
町村吏員ニ對シ敍位敍勤内規ヲ改正シ又

ハ特別褒章條例ヲ設定スル等適切ナル優  
遇制度ヲ設定シ速ニ之ヲ實施セラレムコ  
トヲ望ム

右建議ス

報告書

一朝鮮ニ訴願法及行政裁判法實施ニ關ス  
ル建議案(木下成太郎君外十一名提出)

一掛ケテ、今日マデ審議致シマシテ、十數  
回ニ瓦リマシテ、一案毎ニ提案者ノ説明ヲ  
求メ、サウシテ政府ノ意見ヲ求メマシテ、  
可決スベキハ可決シ、修正スベキハ修正シ  
マシテ、大體本日上程ノモノハ、三月十三  
日マデ審議致シタモノヲ御報告スル次第デ  
アリマシテ、可決致シタモノハ六十一件、  
修正シマシクモノガ四十二件ト相成ッテ居  
ルノデアリマス、一々一ツノ付キマシ  
テハ之ヲ略シマスガ、全體ト致シマシテ、  
農村問題ニ關スル建議案ガ非常ニ多イコト  
ハ、其特徴デアリマス、又非常時日本ヲ反  
映シマシテ、日本精神ノ宣揚ヲ圖リ、民族  
意識ノ強化ヲ圖リタイト云フ意味ノ建議案  
ガ、多カツタコトモノ特徴デアルト思ヒマス、  
又土木茲ニ鐵道ニ速成ニ關スル建議案モ、  
ソレニ續イテ相當多カツタヤウニ思フノデ  
アリマス、詳シイコトハ速記録ニ依リマシ  
テ御覽ヲ願ヒタイ

唯今日マデノ委員會ニ於キマシテハ、特  
ニ委員會ノ決議ニ依リマシテ、一番最後ニ  
上程ニナツテ居リマスル日程第百十二、百十  
三、百十四、是ハ各派ヨリ提案サレテ居ル  
市町村吏員優遇ニ關スル建議案デアリマス  
ガ、是ハ特ニ本會議ニ、特別ニ此項ハ報告  
ヲシテ吳レト云フ意味ノ決議ニナツテ居リ  
マス、其要點ハ、市町村吏員ハ他ノ官吏ト  
比較致シマシテ、餘リニモ今日ノ待遇ガ惡  
イ、是ハモット優遇スベキダ、是ガ建議案ノ  
趣旨デアリマシテ、是ハ特ニ建議委員會滿  
場一致デ、本會議ニ報告セヨト云フコトデ

アリマス、以上簡単ニ御報告申上ダマス(拍手)

○議長(秋田清君) 建議委員長ノ只今ノ報告中、日程第二十一ト第二十二、日程第二十三ト第二十四、日程第二十七ト第二十

八、日程第二十九ト第三十、日程第三十三ト第三十四、日程第四十二ト第四十三、

日程第六十三ト第六十四、日程第六十七ト第六十八、日程第七十一ト第七十二、日程第八十三ト第八十四、日程第八十五ト第八十六、日程第八十七ト第八十八、右ハソレゾレ二案ヲ併合シテ一案トナシ、修正シタモノデアリマス、又日程第四十九乃至第五十一、日程第七十五乃至第七十七、日程第九十四乃至第九十六、日程第九十七乃至第九十九、日程第一百乃至第一百一、日程第一百二乃至第百十四ハ、ソレド<sup>ム</sup>三案ヲ併合シテ一案トナシ、修正シタモノデアリマス、

其他ノ六十一件ハ何レモ委員長報告ハ可決デアリマス、茲ニ一括シテ採決致シマス、日程第十二乃至第百十四ノ百三件ハ、委員長ノ報告ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ百三件ハ委員長報告通り可決セラレマンシタ(拍手)——此際先ニ後廻シトシタル日程第五、農會法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——高橋熊次郎君

第五 農會法中改正法律案(政府提出)  
第一讀會ノ續(委員長報告)

一農會法中改正法律案(政府提出)  
報告書

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年三月十六日

(別紙)

(小字及——ハ委員會修正)

農會法中改正法律案中左ノ通修正ス

第十七條 町村農會及市農會ニ總代會ヲ、

其ノ他ノ農會ニ總會ヲ置ク

總代會ハ總代ヲ以テ、總會ハ郡農會ニ

在リテハ議員、其ノ他ノ農會ニ在リテハ

議員及特別議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十九條第一項中「郡農會」ヲ削リ同條

ニ左ノ二項ヲ加フ

第十七條ノ二第三項ノ規定ハ特別議員ニ之ヲ準用ス

特別議員ハ役員ノ選任又ハ解任ノ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

第二十二條ノ二 總代會又ハ總會ハ之ヲ組織スル者ノ半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ但シ第三十四條ノ規定ニ依ル職務停止ノ爲出席者半數ニ満タザルトキ、同一ノ事項ニ付招集再開ニ至ルモ仍半數ニ満タザルトキ又ハ招集ニ應ズルモ出席者定數ヲ越

ノ前項ノ總會ヲ組織スル者ノ中ニ算入セズ

ト「總會」ヲ「總代會又ハ總會」

ニ改ム  
メ同様ニ左ノ一項ヲ加フ

ノ數ニ加ハルコトヲ得ザル場合ニ於テハ之ヲ前項ノ總會ヲ組織スル者ノ中ニ算入セズ

ト議決致候此段及報告候也

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

特別議員第十九條第四項ノ規定ニ依リ議決

ノ數ニ加ハルコトヲ得ザル場合ニ於テハ之

ガ起シタ、之ヲ防ガウト云フコトデアリマス、第5點ハ、役員、總代ヲ被選舉資格ニ

ヲ前項ノ出席者中ニ算入セズ

第二十七條第二項中「會員中ヨリ」ノ下

ヲ前項ノ出席者中ニ算入セズ

ト議員第十九條第四項ノ規定ニ依リ議決

ノ數ニ加ハルコトヲ得ザル場合ニ於テハ之

ヲ前項ノ出席者中ニ算入セズ

第二十七條第二項中「會員中ヨリ」ノ下

ヲ前項ノ出席者中ニ算入セズ

ト議員第十九條第四項ノ規定ニ依リ議決

ノ數ニ加ハルコトヲ得ザル場合ニ於テハ之

ヲ前項ノ出席者中ニ算入セズ

ト議員第十九條第四項ノ規定ニ依リ議決

員ハ副會長、斯ウ云フコトニ致サウト云フ改正デゴザイマス、第四點ハ、農會ノ總代會又ハ總會ノ定足數ヲ定メマシテ、其他會議ニ關スル規定ヲ整備スルト云フコトデアリマス、今マデハ總代會竝ニ總會ト云フモノ、定足數等ノ定メガナイノデ、從來紛擾ガ起シタ、之ヲ防ガウト云フコトデアリマス、第五點ハ、役員、總代ヲ被選舉資格ニ關シテ、缺格條項ヲ定メタコトデアリマス、第六點ハ、農會ノ合併及ビ分割ノ手續ヲ、確實且ツ簡易ニ致シタコトデアリマス、改正ノ骨子ハ、是ノ諸點デアリマシテ、委員會ニ於ケル所ノ質疑應答ノ經過等ニ付キマシテハ、速記錄ニ於テ御承知ヲ願ヒマシテ、此處ニハ唯二三ノ事項ノミニ付テ、御紹介ヲ申上ダタイト思ヒマス

第一ハ、世間ニモ問題ニナシテ居リマスガ如クニ、時代ニ順應致シテ、農會ノ仕事ノ上ニ於テモ色々ナ改正ヲ行ッテハドウダ、又他ノ產業團體トノ統制ヲスル上ニ於テ、政府ノ所見等モ御質シニナッタノデアリマス、併ナガラ政府ニ於キマシテハ、サウ一概ニテアリマス、即チ正議員ハ會長又ハ副會長ヲ以テ之ニ充ツルト云フコトニ相成ヌ、テ、是等ニ問題ニ善處シナケレバ相成ヌ、又一面ニ於テ從來農會等ニ於テハ長キ歴史

犠牲ヲ拂シテ今日ニ達シタノデアル、制度ノ改廢ニ依テ、多年ノ間ニ培ハレタル所ノ、農村ニ於ケル公益ニ對スル奉公ノ精神ト云モノヲ、沒却シテハイケナインデアル、此精神ヲモ存續スル上ニ於テ、制度ノ改廢ヲ十分研究調査ヲ遂ゲナケレバ相成ラヌカラ、輕率ニハイケナイト云フ意味ノ意見ノ、御陳述モアツタノデアリマス

第二ニ御紹介申上ゲマスノハ、農會法ノ第九條ニ於テ、郡農會ニ於ケル特別議員ヲ廢シタル理由ト云フモノハ、當該農會ニ於ケル役員選舉等ニ於テ、單ニ決議ノ數ヲ増加スル爲ニ惡用セラレマシテ、特別議員ヲ設ケタル、本來ノ機能ヲ無視スルト云フ弊ニ堪ヘナイ爲デアルト思フ、郡農會ニ於テ爾來特別議員ヲ廢止スルト云フ提案ノ趣旨ハ、要スルニ特別議員ヲ設ケタガ爲ニ、政爭ノ具ニ供セラレル機會ガアルノデアル、之ヲ矯メルニハ、寧ロ郡農會ニ於ケル特別議員ノ制度ヲ廢シタ方ガ宜シイ、斯ウ云フヤウニ思ハレル、サウ云フコトデアルナラバ、折角必要デアルトシテ設ケタ特別議員デアルノニ、帝國農會ヤ府縣農會ノミニ於テ之ヲ存シテ、獨リ郡農會ノミニ之ヲ置カナイト云フコトハ片手落チデアル、牛ノ角ト云フモノハ必要ガアツテ具ヘテアルモノダ、偶ニ鬭争ニ使ハレルカラダケ取ツテシマウト云フヤウナ、體裁ノ悪イ仕事ハ廢メタ方ガ宜イデハナイカ、

若シモ此特別議員ガ選舉等ニ利用サレルト云フコトナラバ、選舉等ニ利用サレナイヤウニ、政爭ノ具ニ供サレナイヤウニスレバ宜イノデハナイカ、ドウスレバ宜イカト云ヘベ、總テ郡農會ト云ハズ、府縣農會ト云ハズ、帝國農會ト云ハズ、特別議員ハ選舉ノ決議ニ數ニ加ハルコトガ出來ヌト致シタナラバ、之ヲ利用スル途ガナイデヤナイカ、サウスレバ特別議員ヲ郡農會ニ存シテモ、其他ノ上級農會ニ存シテ居ツテモ、政爭ノ具ニ供セラレルヤウナ憂ハナクナルノデハナイカト云フヤウナ、御質問ガアリマシタヘ、之ニ對シテ政府モ成程サウ云フコトデアルナラバ、從來認メタ弊害ハナクナルダラウ、修正ヲサレバ、之ニ同意シテモ差支ガナサイヤウナ、御意見ノ御發表ガアッタノデアリマス。

止、其他ノ有エル壓迫干涉ヲ行ツタ事例ハ頗ル多イノデアル、斯ウ云フコトノアル譯ヘ、畢竟スルニ農會法ノ第三十四條ニ基ク監督官廳ノ行政處分ニ關シテ、全然救濟ノ法規ガ缺ケテ居ルカラデアル、行政訴訟ノミナラズ、訴願ノ途サヘ之ヲ閉サレテ居ル、此場合ニ行政監督官廳ノ農會ニ對スル違法又ハ不當ナル行政處分ニ對シテヘ、行政訴訟ヲ提起シ得ルノ規定ヲ設ケテヘドウカ、此規定サヘアレバ、爾後政爭ノ具ニ供スルト云フヤウナ非難ハ、全然農會カラ免レルコトガ出來ルノデアルト云フ、熱心ナル意見ノ御陳述ガアツタノデアリマス、政府ニ於カレマシテモ、趣旨ノアル所ハ十分認ムルケレドモ、產業團體ニ對スル行政處分ニ關スル行政訴訟ノ提起ハ、今日ノ法規ニ於テハ一切認メテ居ラナイ、併シ目下法制局等ニ於テ、ソレドヽ其方ヲ開クベク研究中デアリ、出來得レバ近イ機會ニ於テ、之ヲ法律化致シタイト思ツテ居ルカラ、此場合ニ獨リ農會法ニノミ是等ノ規定ヲ設クルコトハ、片手落チノ嫌ガアルカラ、政府トシテハ直チニ同意スルコトハ出來ナイト云フヤウナ、意見ノ陳述ガアツタノデアリマス、尙ホ詳シイコトヘ、前段ニ申上ゲル通リニ、議事錄ニ就テ御覽ヲ願ヒマス

希望條

項ニ付テ、御一覽ヲ願ツテ置キタイト思ヒマ  
スルガ、唯重要ナル點ニ付キ申上ゲレバ、  
第十九條ニアリマスル所ノ、此原案ニアリ  
マシテハ、郡農會カラ特別議員ヲ省クト云  
フコトニナツテ居ル、ソレヲ復活スル意味ニ  
於テ、原案ノ第一項中「郡農會」ト云フノヲ  
削リト云フコトノ、此條項ヲ省イテシマツ  
タノデアリマス、更ニ此特別議員ノ選舉等  
ニ於テ、政爭ノ具ニ利用サル、危險ヲ慮リ  
マシテ、「特別議員ハ役員ノ選任又ハ解任  
ノ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ」ト、斯ウ  
云フ規定ヲ設ケタノデアリマス、其他是等  
ニ關聯致シマシテ、多少ノ修正ヲ加ヘタノ  
デアリマスカラ、報告書ニ就テ御一覽ヲ願  
フコトニ致シ、次デ畑委員ヨリ提出サレタ  
ル希望條項ダケハ讀上げマス

〔服部岩吉君登壇〕

○服部岩吉君 私ハ只今議題ニ上リマシタ  
ル農會法中改正法律案ニ對シマシテ、委員  
長ノ報告通リニ贊成ノ意ヲ表スル者デアリ  
マス、本改正案ノ内容ハ、各級農會ヲ系統  
的ニ一層組織立ツテ、農會本來ノ目的達成ニ  
便サレタモノデアラウト考ヘルノデアリマ  
ス、農會ハ農民ノ利益代表ト、農事改良發  
達ヲ圖ル、唯一無二ノ團體デアルコトハ申  
上ゲル迄モナインデアリマス、殊ニ現下農  
村ノ不況ニ際會致シマシテ、是ガ經濟更生  
上、農會ノ活動ニ俟ツベキモノガ、極メテ  
少クナイコトヲ確信ヲ致ス者デアリマス、  
一時本院ニ於キマシテ、一部ノ議員ガ郡農  
會廢止ノ意見ヲ申シマシタコトハ、皆様御  
承知ノ通りデアリマス、是ハ全ク農會ニ對  
ヌル認識ヲ缺キ、農村ノ事情ニ通ゼザル所  
ノ謬見タリシ爲ニ、直チニ葬リ去ラレマシ  
タルコトハ、農民ノ爲メ、將タ農會ノ爲ニ、  
愉快ニ堪ヘ得ナカッタ次第デアリマス、政府  
ハ宜シク此民間團體ヲ益、助長發達セシメ  
テ、農村ノ振興ニ資セシメルヤウニ努力ス  
ベキデアルト確信ヲ致スノデアリマス、以  
上ノ見地カラ委員長ノ報告ニ贊成ノ意ヲ表  
スル者デアリマス

特ニ政府ニ一言ヲ致シテ置カナケレバナ  
ラヌ問題ガアルノデアリマス、本案提出ノ  
御説明ノ中ニモ「農會法令ノ規定ニ依リ之ヲ  
規律シ、其活動ノ圓滑ヲ圖シテ來タ」ト申サ  
レテ居リマスルガ、去ル昭和六年ノ全國ニ  
亘ル所ノ各級農會ノ議員ノ選舉、並ニ役員

ノ選舉ニ當ッテ、地方行政長官方法第十九條ノ特別議員ノ任命ニ、其政黨ノ傀儡トナツテ、第十九條ノ立法ノ精神ヲ蹂躪シ、其政黨員タル者ヲ任命シテ役員ノ選任ニ悪用セシメタ、又法第三十四條ノ監督權ヲ濫用シ、其政黨ニ利用セシメタコトニ付テ、當時囂々タル所ノ非難ノアツタコトヘ御承知ノコトト思フノデアリマス(拍手)全國多數ノ農會ガ、是ガ爲ニ一大紛爭ヲ起シマシテ、農會ノ基礎ニ不安ト動搖トヲ來サシメタコトハ、十分皆様ノ御承知ノコト、思フノデアリマス(拍手)而モ此暴政ヲ敢テ致シマシタル地方行政官廳ハ、政府ノ内命ニ依ツテ此事ヲ敢テシタト云フコトハ、天下周知ノ事實ニアリマス、現在農林省ニハ當時ノ紛争ニ關スル書類ガ堆高ク保存サレテ居リマスコトニ依ツテモ、極メテ明瞭デアルノデアリマス、是等ノ事實ヲ申述べルコトハ、相當時間ヲ要シマスルカラ省略致シマシテ、特ニ其甚シイ事項ニ付キマシテ、此處ニ其當時ノ事實ヲ列シタモノヲ持テ居リマスルカラ、議長ノ御許シヲ得テ速記ノ中ニ加ヘテ戴イテ置カウト思フノデアリマス、今回改正サレタ所ノ内容ニモ、此弊ヲ除キタイト云フ趣旨ガアリ／＼ト察セラレルノデアリマス、法第十九條ノ修正ニ依リマシテ、立法精神ニ副フ所ノ特別議員ガ今後得ラレ得ルモノト思フノデアリマス、且ツ政黨ニ利用サレ、悪用サレルト云フコトヲ、十二分ニ防ギ得ラレルト思フノデアリマス、法第三十四條ノ監督權ノ問題ニアリマスルガ、其監督

權ノ濫用、悪用ヲ防ぐ途ヲ開クコトガ適當  
デアルト考ヘマシテ、私委員會ノ委員ニ一  
員ト致シマシテ、相當強イ修正意見ヲ提唱  
ヲ致シタノデアリマス、各委員ニ於カレマシ  
テモ、大部分ハ同様ノ必要ヲ認ムラレニ居  
タルノデアリマス、ダガ政府委員ノ辯明ニ依  
リマスト云フト、現在ノ現行產業ニ關スル  
團體ニ對シテ、是等ノ途ガ開イテナイノデ  
アルカラ、先刻委員長ノ御報告ノ中ニモアッ  
タ如ク、特ニ農會ニダケ此特例ヲ設ケルト  
云フコトハ、ドウモ政府ノ同意シ難イ所デ  
アルト申述ベラレタノミナラズ、目下法制  
局ニ於キマシテヘ、此監督權ノ濫用、悪用  
ヲ防止スル爲ニ、特ニ此點ノ研究調査ヲ進  
メテ居ルト云フコトノ辯明ガアリマシタカ  
ラ、假スニ姑ク時日ヲ以テ致シタイト思フ  
ノデアリマス、政府當局ハ農會法ノ精神  
ニ顧ミ、政府自ラ此點ニ留意サレ、更ニ  
地方行政官廳ニハ嚴戒サレテ、嚴正公平  
ナル監督ノ下ニ、各級農會ノ助長發展  
ニ努メシメラレタイコトヲ、現下農村ノ  
狀態ニ鑑ミ、特ニ此希望ヲ申上ゲ、且ツ  
農村振興ニ役立タシメルヤウニ、一段  
ノ努力ヲ特ニ希望スル次第アリマス、  
以上ヲ以チマシテ贊成ノ意見ト致シタ次第  
デアリマス、何卒御贊成アランコトヲ望ミ  
マス(拍手)

○岡田喜久治君 本案へ農會ノ役員ノ選舉期ヲ明年ニ控エマシテ、而シテ農會ノ組織ニ關スル從來ノ不備缺點ヲ補ハントスル案デアリマシテ、政府ノ原案ヲ大體適當ト認ムル次第デアリマス、又委員會ニ於ケル修正ノ事項ニ付キマシテハ、私共委員會ニ於キマシテ、同様ノ主張ヲ申述べタ次第デハアリマスルガ、其詳細ニ付キマシテハ、委員長ヨリ逐一御報告ガアツタ次第デアリマス、委員長報告中ニ述べラレマシタ修正ノ理由ハ、私共ノ同様ニ考ヘル所デアリマシテ、隨テ全部贊成ヲ申上ゲル次第デアリマス、改メテ申上ダマセヌガ、特別議員ガ役員ノ選任、解任等ノコトニ關係ラシナイヤウニスルト云フ修正ハ、從來ニ於キマスル實績ニ鑑ミマシテ、如何ニモ是ガ至當デアルト思フノデアリマス、私共ハ敢テ必シモ從來特別議員ノ多クガ、其選舉ニ際シマシテ、政爭ノ具ニ供セラレタナドトハ申シマセヌガ、少クトモ特別議員タル者ハ、其本來ノ使命ト特有ノ地位ニ鑑ミマシテ、役員選舉等ノ圈外ニ立ッテ、超然タル地位ニ在ラシムル方ガ、一層其本來ノ目的ヲ達成スル所以デアルト云フコトヲ認メマシテ、農會法改正ノ此機會ニ於キマシテ、特ニ之ヲ補修スルカラシテ、全ク本修正意見ハ、吾々ノ大ニ贊意ヲ表スル次第デアリマス、以上ヲ以チマシテ簡単ナガラ贊成ノ意見ト致シマス(拍手)

Digitized by srujanika@gmail.com

官報號外

昭和九年三月十八日

衆議院議事速記錄第一十五

農會法中改正法律案

第一讀會ノ讀

權ノ濫用、悪用ヲ防ヶ途ヲ開クコトガ適當  
デアルト考ヘマシテ、私委員會ノ委員ノ二  
員ト致シマシテ、相當強イ修正意見ヲ提唱  
ヲ致シタノデアリマス、各委員ニ於カレマシ  
テモ、大部分ハ同様ノ必要ヲ認メラレニ居  
タノデアリマス、ダガ政府委員ノ辯明ニ依  
リマスト云フト、現在ノ現行產業ニ關スル  
團體ニ對シテ、是等ノ途ガ開イテナイノデ  
アルカラ、先刻委員長ノ御報告ノ中ニモアッ  
タ如ク、特ニ農會ニダケ此特別ヲ設ケルト  
云フコトハ、ドウモ政府ノ同意シ難イ所デ  
アルト申述ベラレタノミナラズ、目下法制  
局ニ於キマシテヘ、此監督權ノ濫用、悪用  
ヲ防止スル爲ニ、特ニ此點ノ研究調査ヲ進  
メテ居ルト云フコトノ辯明ガアリマシタカ  
ラ、假スニ姑ク時日ヲ以テ致シタイト思フ  
ノデアリマス、政府當局ハ農會法ノ精神  
ニ顧ミ、政府自ラ此點ニ留意サレ、更ニ  
地方行政官廳ニハ嚴戒サレテ、嚴正公平  
ナル監督ノ下ニ、各級農會ノ助長發展  
ニ努メシメラレタイコトヲ、現下農村ノ  
狀態ニ鑑ミ、特ニ此希望ヲ申上ゲ、且ツ  
農村振興ニ役立タシメルヤウニ、一段  
ノ努力ヲ特ニ希望スル次第アリマス、  
以上ヲ以チマンシテ贊成ノ意見ト致シタ次第  
デアリマス、何卒御贊成アランコトヲ望ミ  
マス(拍手)

○岡田喜久治君 本案へ農會ノ役員ノ選舉期ヲ明年ニ控エマシテ、而シテ農會ノ組織ニ關スル從來ノ不備缺點ヲ補ハントスル案デアリマシテ、政府ノ原案ヲ大體適當ト認ムル次第デアリマス、又委員會ニ於ケル修正ノ事項ニ付キマシテハ、私共委員會ニ於キマシテ、同様ノ主張ヲ申述べタ次第デハアリマスルガ、其詳細ニ付キマシテハ、委員長ヨリ逐一御報告ガアツタ次第デアリマス、委員長報告中ニ述べラレマシタ修正ノ理由ハ、私共ノ同様ニ考ヘル所デアリマシテ、隨テ全部贊成ヲ申上ゲル次第デアリマス、改メテ申上ダマセヌガ、特別議員ガ役員ノ選任、解任等ノコトニ關係ラシナイヤウニスルト云フ修正ハ、從來ニ於キマスル實績ニ鑑ミマシテ、如何ニモ是ガ至當デアルト思フノデアリマス、私共ハ敢テ必シモ從來特別議員ノ多クガ、其選舉ニ際シマシテ、政爭ノ具ニ供セラレタナドトハ申シマセヌガ、少クトモ特別議員タル者ハ、其本來ノ使命ト特有ノ地位ニ鑑ミマシテ、役員選舉等ノ圈外ニ立ッテ、超然タル地位ニ在ラシムル方ガ、一層其本來ノ目的ヲ達成スル所以デアルト云フコトヲ認メマシテ、農會法改正ノ此機會ニ於キマシテ、特ニ之ヲ補修スルカラシテ、全ク本修正意見ハ、吾々ノ大ニ贊意ヲ表スル次第デアリマス、以上ヲ以チマシテ簡単ナガラ贊成ノ意見ト致シマス(拍手)

Digitized by srujanika@gmail.com

讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ  
「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
本案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシク

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ  
開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通  
リ可決サレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議  
アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
仍テ直チニ第一讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議  
題ト致シマス

農會法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセ  
ス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可  
決確定致シマシタ(拍手)次ニ後廻シト致シ  
マシタ日程第九、破産者ノ公ノ資格ニ關ス  
ル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——提出者  
土屋清三郎君

第九 破産者ノ公ノ資格ニ關スル法律案  
案(土屋清三郎外四名提出)  
第一讀會

破産者ニ對シテ公ノ資格ニ制限ヲ加フル  
コトヲ得ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附 則

從前ノ法令中本法ニ抵觸スル規定ハ其ノ  
效力ヲ失フ

○土屋清三郎君 此席ヨリ發言ヲ御許シ願  
ヒマス——本案ハ所謂破産者開放ノ法律案  
シタイト云フノデアリマス、御承知ノ通り、  
破産ハ債務者ノ全財産ヲ債權者全部ニ公平  
ニ分配スル所ノ手續方法デアリマシテ、隨  
テ刑罰デハナイノデアリマス、其原因ハ勿  
論破産者自身ニアルコトモアリマスケレド  
モ、或ハ友情默シ難ク保證債務ヲ致シタ場  
合モ起リマスルシ、或ハ商人ニ於キマシテ  
ハ、取引先カラ賣掛代金ノ返済ノナイ場合  
モ起ルノデアリマス、或ハ大震火災等ニ因  
テ、自分ノ財産ヲ消耗致シタ場合ニモ起リ  
得ルノデアリマス、隨テ破産者ニ對シテ、  
公ノ資格ヲ制限スルト云フコトヘ、破産ヲ  
以テ一種ノ罪惡ト看做シテ、之ニ對シテ懲  
戒主義ヲ以テ臨シ居リマシタ舊時代ノ遺  
物デアリマシテ、今日ニ於キマシテハ、既  
ニ歐羅巴ノ諸國ニ於キマシテモ、破産ヲ以  
テ懲戒ノ目的ニ用ヒ、之ニ對シテ公ノ身分  
ヲ制限スルト云フヤウナコトハ致シテ居ラ  
ナイノデアリマス、我國ニ於キマシテモ、  
現行ノ破産法ハヤハリ此新シイ主義ヲ採用  
致シマシテ、舊法ニ依ツテ破産ノ宣告ヲ受ケ  
マシタ者モ、何等身分上ニ制限影響ヲ及ボ  
サナイヤウニ致シタニモ拘ラズ、特別法令  
ノ中ニ、今尙ホ破産者ニ對シテ公ノ資格ヲ  
アリマセヌカ

ニ納稅本位ヲ捨テ、人格本位ヲ採用致シ  
マシタ普通選舉ノ根本精神ニ反シマスルバ  
ヒマス——本案ハ所謂破産者開放ノ法律案  
シタイト云フノデアリマス、御承知ノ通り、  
破産ハ債務者ニ對シテ公ノ資格ニ  
デアリマシテ、破産者ニ對シテ公ノ資格ニ  
制限ヲ加ヘテ居リマシタノヲ、全部撤廢致  
ヒマス——本案ハ所謂破産者開放ノ法律案  
シタイト云フノデアリマス、御承知ノ通り、  
破産ハ債務者ノ全財産ヲ債權者全部ニ公平  
ニ分配スル所ノ手續方法デアリマシテ、隨  
テ刑罰デハナイノデアリマス、其原因ハ勿  
論破産者自身ニアルコトモアリマスケレド  
モ、或ハ友情默シ難ク保證債務ヲ致シタ場  
合モ起リマスルシ、或ハ商人ニ於キマシテ  
ハ、取引先カラ賣掛代金ノ返済ノナイ場合  
モ起ルノデアリマス、或ハ大震火災等ニ因  
テ、自分ノ財産ヲ消耗致シタ場合ニモ起リ  
得ルノデアリマス、隨テ破産者ニ對シテ、  
公ノ資格ヲ制限スルト云フコトヘ、破産ヲ  
以テ一種ノ罪惡ト看做シテ、之ニ對シテ懲  
戒主義ヲ以テ臨シ居リマシタ舊時代ノ遺  
物デアリマシテ、今日ニ於キマシテハ、既  
ニ歐羅巴ノ諸國ニ於キマシテモ、破産ヲ以  
テ懲戒ノ目的ニ用ヒ、之ニ對シテ公ノ身分  
ヲ制限スルト云フヤウナコトハ致シテ居ラ  
ナイノデアリマス、我國ニ於キマシテモ、  
現行ノ破産法ハヤハリ此新シイ主義ヲ採用  
致シマシテ、舊法ニ依ツテ破産ノ宣告ヲ受ケ  
マシタ者モ、何等身分上ニ制限影響ヲ及ボ  
サナイヤウニ致シタニモ拘ラズ、特別法令  
ノ中ニ、今尙ホ破産者ニ對シテ公ノ資格ヲ  
アリマセヌカ

ニ納稅本位ヲ捨テ、併セテ破産者全部ヲ永久ニ光明ノ  
カリデナク、刑事處分ヲ受ケマシタ者モ、  
亦甚シト申サナケレバナラヌノデアリマ  
ス、況ヤ特別法令ノ中ノ規定モ極メテ區々  
ニハ、文武ヲ通ジテ一切破産者ヲ排斥シテ  
居リマスルニモ拘ラズ、一旦任官致シマスト、  
行政部ノ文官デアラウト、軍部ノ武官デア  
リマセウト、何等破産ノ爲ニ其身分、資格  
ヲ奪ハレルコトガナイノデアリマス、唯司  
法部ノ官吏バカリハ、其地位ヲ奪ハレルノ  
デアリマス、又権密顧問官ハ、何等破産ノ  
爲ニ影響ヲ受ケナイニモ拘ラズ、御承知ノ  
マス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議  
アリマセヌカ  
「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
仍テ動議ノ如ク決シマシタトテ次ニ審議後  
廻シト致シマシタル日程第十一、競争入札  
ノ取締等ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キ  
マス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議  
アリマセヌカ  
「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

第一條 政府、道府縣及市町村ニ於テ各  
種事業ノ工事、物件ノ買入賣却又ハ物  
件ノ貸付借入其ノ他財產處分ニ關シ  
般競争契約、指名競争契約又ハ隨意契  
約ヲ締結セムトスルニ當リ入札者及之  
カ關係者ハ談合行爲其ノ他之ニ類似ス  
ル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第一條 左ノ各號ノニ該當スル者ハ政

府、道府縣及市町村カ一般競争契約、  
指名競争契約又ハ隨意契約ヲ締結スル  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附 則

ニ際シ競争入札ニ加リ又ハ契約者ト爲ルコトヲ得ス

一 第三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ経過セサル者

二 第三條ノ罪ニ依リテ檢擧セラレ未タ刑ノ有無確定スルニ至ラサル者

三 前二號ニ該當スル者ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者

第三條 第一條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第一條ノ規定ニ違反スル行爲ヲ爲シ

金錢其ノ他ノ利益ヲ提供シ、收受シ若ハ之ヲ要求、約束シタル者ハ三月以上

ハ之ヲ要求、約束シタル者ハ三月以上

第六條 政府、道府縣及市町村ニ於テ一般競争契約、指名競争契約又ハ隨意契約ヲ爲スニ當リ之カ擔當ノ任ニアル官吏、公吏又ハ之ニ準スヘキ者第一條ノ規定ニ違反スル行爲又ハ當時ノ物價、勞銀、運賃等ニ比シ著シク不當ニ高價若ハ安價ナルコトヲ知リ若ハ之ヲ知リ得ヘカリシニ拘ラス契約ノ締結ヲ中止セシメス又ハ契約ノ解除ヲ爲ササルトキハ三月以上三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス此等ノ者ヲ監督スヘキ任ニアル者亦同シ

第九條 官吏、市町村ノ公吏又ハ之ニ準スヘキ者在職中其ノ職務ニ關シ請負人及商人ニ不當ノ利益又ハ便宜ヲ與ヘタルノ故ヲ以テ退職後何等ノ名義ヲ問ハス請負人及商人ヨリ金錢其ノ他ノ利益

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

ルコトヲ得ス

○青木雷三郎君 此際暫時休憩セラレントヲ望ミマス

〔「贊成」「贊成」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 青木君提出ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」「ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ暫時休憩

午後二時二十三分休憩

午後四時四十八分開議

○議長(秋田清君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、諸般ノ報告ヲ致サセマス

○書記官朗讀

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

(第二號)昭和八年度歲入歲出總豫算追加案

(特第二號)昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

(第二號)昭和九年度歲入歲出總豫算追加案

(特第二號)昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

(追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナルベキ

契約ヲ爲スヲ要スル件

昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル

為公債第二次追加發行ニ關スル法律案

(以上三月十七日提出)

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

アリマセヌカ

官報號外

昭和九年三月十八日

參議院議事速記録第二十五號

競争入札ノ取締ニ關スル法律案

第一讀會 議長ノ報告

七〇九

○青木雷三郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際政府提出、朝鮮事業公債法中改正法律案、政府提出、大正九年法律第十二號中改正法律案、寺田市正君外四名提出、鄉又ハ町村祿高ニ對スル公債證書給與ニ關スル法律案、大口喜六君

外一名提出、所得稅法中改正法律案ヲ逐次議題トナシ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、政府提出、朝鮮事業公債法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長山下谷次君

斯ニ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告致シマス

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ヲ開クアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、政府提出、朝鮮事業公債法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長山下谷次君

斯ニ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告致シマス

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ヲ開クアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ヲ開クアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ヲ開クアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

ナル方策ヲ講究シ是レカ實現ヲ計ルヘシ

一政府ハ外地塩業ノ發達竝其ノ統制ニ留意シ一日モ速ニ鹽業國策ノ確立ニ努力スヘシ

スヘシ

〔山下谷次君登壇〕

○山下谷次君 朝鮮事業公債法中改正法律案ノ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告致シマス、但シ其詳細ニ至リマシテハ會議錄ニ譲リマス、唯此法律ハ公債法中ノ第一條ノ「六億三百七十萬圓」トアルノヲ「六億六百二十萬圓」即チ二百五十萬圓增加スルト云フ、

極ク簡単ナル法律デアルノデアリマス、併シ事ガ朝鮮ニ關スルコトデアリマスカラ、委員會ニ於キマシテハ拓殖問題、殊ニ北韓ノ拓殖問題、或ハ鐵道、或ハ港灣、或ハ庄等ノ問題ニ付キマシテ、九日間ニ亘リマシテ質疑應答方重ネラレタノデアリマス、而シテ昨日質問ヲ打切りマシテ、本日午後二時ヨリ會議ヲ開キ、討論ニ入リマシテ、葉梨君ヨリ次ニ述べマスヤウナ附帶決議ヲ添ヘマシテ贊意ヲ表サレ、牧山耕藏君ヨリモ贊成ノ意ヲ表サレタノデアリマス、即チ葉梨君ヨリ出シマシタ所ノ附帶決議ニハ、第一

○議長(秋田清君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通ニ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ノ續(委員長報告)ニ決シマシタ

○議長(秋田清君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通ニ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ノ續(委員長報告)ニ決シマシタ

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ヲ開クアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ヲ開クアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ヲ開クアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

ノデアリマス、而シテ原案ニ付キマシテ贊成ス、否ヲ諮詢ヒマシタ所、滿場一致ヲ以チマシテ採決致シマシタ所、是亦滿場一致デ可決セラレタ譯ニアリマス、右御報告申上げマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本件ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 本件ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ノ續(委員長報告)ニ決シマシタ

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ノ續(委員長報告)ニ決シマシタ

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ノ續(委員長報告)ニ決シマシタ

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ノ續(委員長報告)ニ決シマシタ

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ヲ開クアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ヲ開クアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ヲ開クアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ヲ開クアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

三案ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

ス、仍テ三案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——小笠原三九郎君

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——小笠原三九郎君

大正九年法律第十二號中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告) 郡又ハ町村祿高ニ對スル公債證書給與ニ關スル法律案(寺田市正君外四名提出)

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ノ續(委員長報告)ニ決シマシタ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ノ續(委員長報告)ニ決シマシタ

三案ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

ス、仍テ三案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——小笠原三九郎君

○議長(秋田清君) 本件ノ第一讀會ノ續(委員長報告)ニ決シマシタ

報告書

一郷又ハ町村祿高ニ對スル公債證書給與

出

ニ關スル法律案（寺田市正君外四名提

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月十七日

理事 小笠原三九郎

衆議院議長秋田清殿

報告書

一所得稅法中改正法律案（大口喜六君外  
一名提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和九年三月十七日

理事 小笠原三九郎

衆議院議長秋田清殿

〔小笠原三九郎君登壇〕

○小笠原三九郎君 只今議題トナリマシタ

大正九年法律第十二號中改正法律案ニ付キ

マシテ、先づ簡単ニ委員會ノ經過並ニ結果  
ヲ御報告申上げマス、大正九年法律第十二  
號ハ、御承知ノ如クニ内地ノ所得稅ト、外  
地即チ朝鮮臺灣樺太トノ所得稅ニ付キマシ  
テ、所謂二重課稅ヲ避ケルコト、内地外  
地間ノ課稅上ノ連絡ヲ定メタ法律デアルノ  
デアリマスルガ、今回朝鮮ニ於キマシテ、  
在來ノ方針ニ對スル所得稅ノ外、新ニ公債、  
社債及ビ銀行利子等ニ對シマシテ第二種ノ  
所得稅、個人ノ所得ニ對シマシテ第三種ノ

所得稅ヲ創設スルコトニ相成リマシタノ  
デ、内地ト朝鮮トノ間ニ課稅上ノ連絡ヲ圖  
ル必要ガアリ、又新ニ朝鮮ニ於キマシテ、  
相續稅制度ヲ實行スルコト、相成リマシタ  
ノデ、是亦内地朝鮮間ノ連絡ヲ取ル必要ガ  
アル所ヨリ、本改正案ノ提出ヲ見ルニ至ツク  
次第デアリマス、本案ハ一見スル所、極メ  
テ簡單デアリマスガ、其背後ニ於キマシテ  
ハ、朝鮮ニ於ケル稅制整理ヲ伴ッテ居ルノ  
デアリマシテ、所得稅ニ對シテ新ニ第二種  
及ビ第三種ノ所得稅ヲ創設スル外、相續稅  
竝ニ清涼飲料稅ヲ創設シ、又酒ノ稅率ヲ引  
上げ、地租ノ輕減ヲ圖ル等、重大ナル問題  
ヲ含ンデ居リマスルノデ、自然朝鮮ノ稅制、  
財政、一般會計ヨリノ補給金其他ニ關シマ  
シテ、極メテ重要且ツ適切ナル所ノ質問應  
答ガアツタノデアリマスルガ、是等ノ詳細ハ、  
之ヲ速記錄ニ就テ御覽ヲ願ヒタイト存ズル  
ノデアリマス、本日討論ニ入りマシテ、政友  
會ノ大口喜六君ヨリ、本案ニ贊成ノ意ヲ表ス  
ルト共ニ、本案ハ如何ニモ關聯セル所ノ事  
項が重大デアリ、特ニ改定稅率ト云フコト  
ハ、實行上頗ル注意ヲ要スルモノガアルカ  
ラ、政府ハ是方實行ニ際シテハ、慎重ナル考  
慮ムト云フコトデ、左記ノ如キ附帶決議ヲ  
提出セラレタノデアリマス、今其文句ヲ朗  
讀致シマス「本案ニ關聯シテ朝鮮ニ於ケル稅  
制ノ改正ハ其ノ關係スル所極メテ重要ナル  
モノアリ特ニ改定稅率ニ就テハ頗ル注意ヲ  
要スルモノアリト認ム政府ハ宜シク夫レガ

實行ニ方リ慎重ナル考慮ヲ拂ハレムコトヲ  
望ム」ト云フコトデアリマシタ

次デ民政黨ノ牧山耕藏君ヨリモ、本改正  
案竝ニ大口君提出ノ附帶決議ニ賛成ヲセラ

改正ハ頗ル重大ナル事柄デアリ、特ニ稅率  
レルト共ニ、朝鮮ノ實情ヨリ見テ、稅制ノ

決定ノ場合ニハ、例ヘバ朝鮮人ノ嗜好ニナ  
ル所ノ濁酒ノ如キ、假令其稅率ノ引上ハ僅

ニ一石三十錢ニ止マルト雖モ、其民心ニ及

ボス影響ハ、非常ニ重大ナルモノガアルカ

ラ、政府ニ於テモ其點ヲ篤ト御注意セラレ

ンコトヲ望ムト云フコトノ、意見ヲ陳述セ

ラレタノデアリマス、採決ニ入リマシテ、  
原案竝ニ附帶決議共、滿場一致之ヲ可決致

シタ次第デアリマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、  
仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議

題ト致シマス

大正九年法律第十二號中改正法律案

第一讀會（確定議）

○議長（秋田清君） 別ニ御發議モアリマセ  
ヌカラ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告  
通リ可決確定致シマシタ（拍手）

次ニ寺田市正君外四名提出、鄉又ハ町村

祿高ニ對スル公債證書給與ニ關スル法律  
案、及ビ大口喜六君外一名提出、所得稅法

中改正法律案ノ審議ニ入りマス、兩案ノ第  
二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマ  
ス、兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○青木雷三郎君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ  
開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通

リ可決サレンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君） 青木君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、  
本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通  
リ可決サレンコトヲ望ミマス

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ  
開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通

リ可決サレンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君） 青木君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス。

郷又ハ町村祿高ニ對スル公債證書給與、

ニ關スル法律案

第一讀會(確定議)

所得稅法中改正法律案

第一讀會(確定議)

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、兩案トモ委員長報告通り可決確定セラレマシタ(拍手)

○青木雷三郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際政府提出、昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債第

二次追加發行ニ關スル法律案ヲ議題トシ、其審議ヲ進メラレントラ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メスマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、政府提出、昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債第二次追加發行ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、本案ニ付テハ、未ダ諸君ノ御手許ニ議案ガ配付サレテ居リマセヌカラ……〔配付シテアリマス〕ト呼フ者アリ)或ハ配付セラレタル部分モアリ、或ハ配付セラレザル部分モアルト察シマスカ

ラ、此際念ノ爲ニ書記官ヲシテ議案ヲ朗讀セシメマス

ル爲公債第二次追加發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會(確定議)

〔書記官朗讀〕

案

昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債第二次追加發行ニ關スル法律

ノ外九百四十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又

ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

### 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(秋田清君) 此場合政府委員ノ趣旨辯明ヲ許シマス——大藏政務次官堀切善兵衛君

○議長(秋田清君) 本案ハ政府提出、昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外三件ノ委員ニ、併セ付託セラレントラ望ミマス

其大部分ヲ公債ニ依ルノ外アリマセヌノデ、モノハ既ニ御協贊ヲ經マシタガ、未ダ公布シマシタ歲入補填公債ノ内、總豫算ニ伴フモノハ既ニ御協贊ヲ經マシタ七月三十日突然モ運ビニ至リマセヌノト、他ハ目下御審議申ナルニ鑑ミ、別ノ法律案ト致シタ次第アリマスガ投選舉ハ適法公正ナリトシテ知事ノ命ニ應ズベキ筋合デナキ旨開陳致シマシタ役員選舉ハ先づ第一ニ會長選舉ノ件デアリマスガ授票ノ結果井上三良助ガ六票、服部岩吉ガ七票、三上三良助ガ一票、相井儀三郎ガ一票、ト云フ事アリマシテ三上三良助ノ一票ガ有效無効ノ兩說ニ分レマシタ結果、採決致シマシタ處何レモ同數デアリマシタカラ會則第三十三條ノ明文ニ依リマシテ議長ハ三上三良助ノ一票ハ無効ト決定致シマシタ事ハ各位ノ御承知ノ通りデアリマス此ノ結果井上氏ノ得票ハ六票、服部岩吉ハ七票トナリ比較多數ナル服部岩吉ヲ當選者ト決定致シタノデアリマス

次ニ副會長以下評議員並ニ縣農會議員及豫備議員ノ選舉ニ就キマシテハ相井議員ガ選舉ノ煩ヲ省キ議長タル會長ノ指名ニ一任致シ度キ動議ガ提出サレ贊否兩論ニ分レマシタ結果之ヲ採決致シマシタ處相井說ガ多數メテアリマシタ爲メ議長ハ副會長以下ノ指名ヲ致シマシテ決定致シマシタ事モ各位ノ御承知ノ通リデアリマス以上當日ノ議事ハ極メテ公正ニ又適法デアリマシテ寸毫關係法

規ニ抵觸致シテイナイモノト確信スルモノ  
デアリマス  
然ルニ監督官廳ハ三上三良助トアル一票ハ  
有效ト認メ其理由ハ極メテ薄弱ナル一般選  
舉法ノ通念ニ囚ハレタ見解デアリマシテ普  
通ノ公益團體及之ニ類スル團體ノ選舉ニア  
リマシテハ總會ノ決議決定ガ殆ンド絶對的  
ノモノデアル事ハ申ス迄モ無イノデアリマ  
ス殊ニ農會ノ如キハ總會ノ決議ニ對シテ其  
ノ一部議員ガ反對意見ガアリマシテモ可決  
サレタ以上ハ異議ノ申出様ノナイモノデア  
ルト同時ニ監督官廳ノ命令ニ農會ガ不服デ  
アルトシテモ行政訴訟ヲ提起スル途ガ開カ  
レテ居ラナイノデアリマス様ナ農會法デ  
アル以上官廳ノ監督權ハ極メテ極限サレタ  
狹少ナモノト解スルコトヲ至當ナリト思フ  
ノデアリマス、大正十四年改正サレタ現行  
農會法ハ其ノ草案者飯岡氏ノ立法解釋ヲ見  
レバ監督官廳ハ主トシテ農會助長ガ主眼タ  
ルモノデアリマス從テ本會ニ對シテ命ジ  
來ツタ監督ハ農會法立法ノ精神ヲ蹂躪シタ  
監督權ノ濫用ナリト思フノデアリマス、又  
副會長以下役員選舉ハ無効ノ如ク見解サレ  
テ居ルノデアリマスガ斯ノ如キ理由ハ三百  
代言ノ筆法デアリマシテ多ク採ルニ足ラザ  
ル愚見ト云ハザルヲ得ナイノデアリマス小  
職ハ此ノ官廳ノ採リタル態度ガ一片ノ事務  
的ノモノデナク極メテ不純ナル政黨的立場  
ヨリナサレタル暴政デアルモノト思フノデ  
アリマス何故ナレバ五月十九日總會ニ對シ  
テ物部、笠縫兩村ノ正議員ヲ出席不可能ニ

導カレタト云フコトヲ聞クノデアリマス私  
ガ此ノ點ヲ事實トシテ考ルトキニ或ル一派  
ノ爲ミニ役員選舉ヲ有利ニ致サント致サレ  
タモノデナカラウカト思フノデアリマス物  
部村ノ山本藤右衛門議員ガ幸ヒ村長ノ職ニ  
屬ヲ物部村役場ニ出張セシメ村長ニ對シテ  
本日ハ事務監査ト町村合併ノ一件ニ付出張シ  
タ次第デ種々打合セ且ツ實地案内ヲシテ頂  
カナケレバナラナイカラ本日ハ他出ヲシテ  
頂カナイ様ニト言渡サレタ處山本氏ハ本日  
郡農會ノ總會デアルカラ是非出席致サネバ  
ナラナイ旨ヲ申サレタ處農會役員選舉ヨリ  
モ村ノ事ガ大切デハナイカト感喝サレタト  
ノ事ヲ聞キマス點及笠縫村、長谷川氏ニ對  
シテハ十八日午前中ニ縣商工課ノ產業主事  
平田氏ガ參ラレ野々村ト云フ人ガ來テ居ラ  
レマセヌカト尋不ラレタガ何處ノ野々村氏  
デアルカト問ヒ返シタ處何デモ栗太力野洲  
カ知リマセヌガ村ノ名ノ頭ニ笠ノ付ク村ダ  
トカ云ツテ居ラレマシタ、當日午後十時頃  
ニ内務部長ヨリ組合長<sub>(長谷川氏ハ笠縫村)</sub>産業組合長ナリ  
ニ對シ「アスメンダンシタキコトアリゴゼ  
ン九ジトウチヨウセラレタシ」トノ電報ガ  
アツタ處ガ十九日早朝山本豫備議員ガ組合  
ヲ訪ネ組合長ハ僕ニ何カコトヅケデモアリ  
マセヌデシタカト宿直ノ者ニ尋不ラレタカ  
ラ宿直者ハ何モ聞イテ居リマセヌト答ヘラ  
レタラ然ラバ縣カラ電報デモ來テ居ラナイ  
カト再ビ尋ネラレタカラ此ノ電報ガ來テ居  
ルト電報ヲ見セルト此ノ電報デアルト今日

組合長ハ縣廳ノ方へ行カレルカラ僕ガ農會  
總會ニ出席スルカラ左様ニ組合長ハ宿  
テ置イテクレトノ事デアツタ組合長ハ宿  
タモノデナカラウカト思フノデアリマス物  
部村ノ山本藤右衛門議員ガ幸ヒ村長ノ職ニ  
アルヲ奇貨トシ當日午前七時前ニ地方課縣  
屬ヲ物部村役場ニ出張セシメ村長ニ對シテ  
要且ツ取急グベキモノデナカツタノデ之ハ  
ヤラレタナト感付キ早速引返シテ總會ニ出  
席シタ云々ト語ラレタ  
以上二點ヨリ觀察スレバ私ハ縣富局ガ兩  
議員ノ出席ヲ不能ナラシメラレタル暴策ナ  
リト思フ小職ハ前斷申述ベタル如ク曩ニ執  
行シタル役員ノ選舉ガ此ノ不純ナル動機ニ  
依リ現行農會法ノ不備ナル點ニ乘ジ多數  
農家ノ組織セル農民唯一ノ產業機關タル農  
業團體ニ對シ其ノ監督權ヲ悪用シ之ヲ惑亂  
セシメンツスルガ如キ暴政極マル縣當局ノ  
措置ニ對シテハ立憲治下ノ今日ニ於テ斷ジ  
テ許スペキモノニアラザルヲ信ジ命ニ服ス  
ル能ハザル旨回答セルモ更ニ其意ヲ容レズ  
再命シ來ツタカラ熟慮致シマシタ結果現行  
農會法ハ監督權濫用惡用ニ對シ對抗スペキ  
活路ガ無イ爲メ暴政ニ對シテハ非合法的ナ  
爲ミニハ消極的ニ血涙ヲ拂ヒテ姑ラク此ノ  
暴力ニ訴フルノ外ナイノデアリマスルガ然シ  
法洽國タル以上斯カル暴政ヲモ多數農民ノ  
爲メニハ消極的ニ血涙ヲ拂ヒテ姑ラク此ノ  
暴政ノ犠牲トナリ斯カル薄弱ナル農會法ノ改  
正ト縣當局ノ暴政ニ向ツテ邁進セナケレバナ  
ラナイト覺語ヲ致シマシタ次第デ決シテ縣ノ  
暴政極マル監督權ノ發動ニ盲從致シタルニ  
非ザルコトヲ茲ニ宣明致シマシテ各位ノ御  
了解ヲ願フモノデアリマス何卒本會ノ爲メ  
ニ善處セラレムコトヲ冀フ次第デアリマス

官報號外

昭和九年三月十八日

衆議院議事速記録第二十五號

七一四